

ちゅうせい



特集

担当審査官が語る公害紛争事件

富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害
原因裁定嘱託事件について

誌上セミナー「騒音・低周波音について」第2回

騒音に係る環境基準

ネットワーク

最前線紹介

「住み続けたいまち白山市」を目指して [石川県白山市]
がんばってまーす

公害相談への対応で思うこと [福島県喜多方市]

公害苦情対応をとおして考えたこと [高知県四万十市]

政策紹介

「世界に誇れる環境先進都市・亀岡」を目指して

[京都府亀岡市]



白山（写真提供：石川県白山市）



手取川扇状地（写真提供：石川県白山市）

Contents

2 公害等調整委員会新委員紹介 公害等調整委員会事務局

3 特集「担当審査官が語る公害紛争事件」 富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害 原因裁定囑託事件について 水戸地方・家庭裁判所土浦支部長

（元公害等調整委員会事務局審査官） はりづか じゅん
針塚 遵

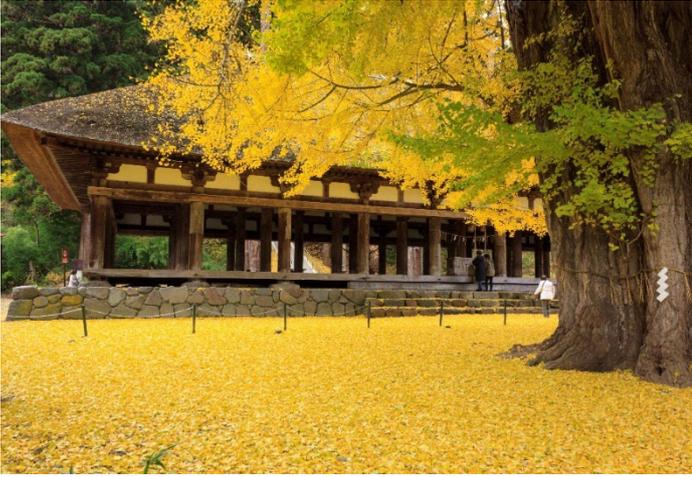
<ネットワーク>

12 最前線紹介 *「住み続けたいまち白山市」を目指して 石川県白山市市民生活部環境課

14 がんばってまーす *公害相談への対応で思うこと 福島県喜多方市市民部環境課環境推進係主査 すずき まさのり 鈴木 理規

*公害苦情対応をとおして考えたこと 高知県四万十市環境生活課四万十川・環境係主査 うえはら ゆう 上原 悠

18 誌上セミナー「騒音・低周波音について」(第2回) *騒音に係る環境基準 公害等調整委員会事務局



しんぐくまのじんじや
新宮熊野神社 (写真提供：福島県喜多方市)



いちじょうじんじや
一條神社 (写真提供：高知県四万十市)

23 「世界に誇れる環境先進都市・亀岡」を目指して

— 亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例の制定 —

京都府亀岡市環境市民部環境政策課

30 大気汚染防止法の一部改正について

環境省水・大気環境局大気環境課

36 公調委からのお知らせ

公害紛争処理法等の一部改正について

公害等調整委員会事務局 ※

38 公害紛争処理における裁定制度の活用

～令和元年度公害等調整委員会「年次報告」(白書)から～ 公害等調整委員会事務局 ※

45 公害等調整委員会の動き(令和2年4月～6月)

公害等調整委員会事務局 ※

46 都道府県公害審査会の動き(令和2年4月～6月)

公害等調整委員会事務局 ※

※印の記事は転載自由です。

表紙の写真 四万十川の沈下橋^{ちんかばし} (写真提供：高知県四万十市) <関連：16 ページ>

沈下橋とは、増水時に川に沈んでしまうように設計された低い橋脚で欄干のない橋のことです。四万十川には沈下橋が数多く架橋されています。緑の山々に青い四万十川、そしてその自然に溶け込む沈下橋という風景は、もっとも四万十川らしい風景でしょう。橋を渡るときの気分は爽快です。

公害等調整委員会新委員紹介

公害等調整委員会では、令和2年6月30日付で吉村英子委員及び山崎勉委員が退任し、その後任に、令和2年7月1日付で上家和子委員及び都築政則委員が就任しましたので御紹介します。なお、野中智子委員は再任されました。



かみや かずこ
上家 和子

このたび、着任しました上家和子です。脳神経外科の臨床に8年余り従事した後、当時の厚生省へ入省しました。1度目の転職です。いくつもの部署や出向も経験し、臨床にいた頃には全く思いも及ばなかった医療や保健の側面を知りました。厚労省を退職後、公益法人のシンクタンクに入りました。2度目の転職です。公衆衛生の研究や学生との接点などから新たな面白さを知りました。そして、今回3度目の転職です。みなさんに助けをいただきながら、職務に務めて参ります。よろしく願いいたします。



つづき まさのり
都築 政則

公害等調整委員会の行う裁定は、裁判所の判決とは異なり、執行力を持たないため、紛争解決機能を持たせるためには、判決以上に丁寧な審理を尽くし、専門的知見に裏付けされた合理的な内容とする必要があると思います。裁定の内容自体の説得力によって任意に尊重されるようなものとするよう心がけたいと考えています。そのためには、裁定委員会を構成する者や専門委員など多くの方々の協力を得て、様々な角度からの検討を経る必要があると考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

公害等調整委員会 委員長及び委員一覧

役職	氏名	経歴・現職
委員長	あら い つとむ 荒井 勉	元福岡高等裁判所長官
委員	まつだ たかとし 松田 隆利	元内閣府大臣補佐官、元総務事務次官
委員	かみや かずこ 上家 和子	医師（元日本医師会総合政策研究機構主席研究員）
委員	つづき まさのり 都築 政則	元東京高等裁判所判事 部総括
委員（非常勤）	たか はし しげる 高橋 滋	法政大学法学部教授
委員（非常勤）	のなか ともこ 野中 智子	弁護士（元司法研修所教官）
委員（非常勤）	かとう かずみ 加藤 一実	国立研究開発法人産業技術総合研究所理事

（令和2年7月1日現在）

富山県黒部川河口海域における出し平ダム 排砂漁業被害原因裁定嘱託事件について

水戸地方・家庭裁判所土浦支部長
(元公害等調整委員会事務局審査官)

はり づか じゅん
針 塚 遵

富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件(概要)

出し平^{だし だいら}ダムは、関西電力が昭和60年に黒部川に完成させた我が国で初めての排砂式ダムで、平成3年12月から継続して排砂を実施してきました。平成14年12月、黒部川河口以東の沿岸海域で主に刺し網漁を営んできた漁民13名と同海域でワカメ養殖を行っていた飯野栽培組合(原告ら)は、排砂により同海域のヒラメ等の魚類や海藻の生育環境が悪化したために漁獲量が減少したと主張して、排砂の差し止め及び損害賠償を求める訴訟を富山地方裁判所に提起しました。

本件は、この事件の受訴裁判所より公害等調整委員会に対し、当該訴訟の因果関係に係る争点について公害紛争処理法第42条の32第1項に基づく原因裁定が嘱託され、平成16年8月4日付でこれを受け付けたものであり、当委員会の創設以来、初めての受訴裁判所からの原因裁定の嘱託のあった事件です。

嘱託の趣旨は「原告らが黒部川河口以東の海域において営んできた刺し網漁業及びワカメ栽培業による漁獲量が平成4年以降継続的に減少しているのは、被告が、平成3年12月から継続して出し平ダムのダム底に堆積した土砂を黒部川に排砂したことにより、これが、黒部川のみならず、上記海域に拡散、堆積し、魚類や海草類の生育環境を破壊したことによるものであるかどうか」というものでした。本件裁定ではこの因果関係の存否について判断が行われました。

1 はじめに

私ごとで恐縮ですが、私の名前は、昭和19年に鴨^{おうりよつこう}緑江に完成した当時東洋一のダムである「水^{すいほう}豊^{のぐちしたがう}ダム」を計画した野口^{のぐちしたがう}遵からとったと、今は亡き父から聞きました。野口は、現在の「チッソ」の創業者ですから、公調委の創設とは縁のある人物です。私が生まれた頃、水俣病の原因は未だ不明であり、野口は、父にとっては偉大な英雄の一人だったのでしょう。水豊ダムは、朝鮮戦争時の米軍による爆撃に耐え、今も北朝鮮の貴重な電力源になっていると聞きます。やや複雑な気持になるところです。

父は、休日には、幼い私らをダムや発電所の見学に連れて行き、封切館で「黒部の太陽」(石原裕次郎主演の日本映画の傑作です。)を鑑賞させるという、今で言うダムマニアでした。そのような環境で、私は、全てのダム湖が遅かれ早

かれ土砂で埋まることを知り、何か対策はないものかと心配していました。だから、昭和60年に排砂式の出し平ダムが完成したというニュースは、既に大人になっていた私にとっても、夜が明けたようにうれしいものでした。ところが、その後、出し平ダムが排砂を行うたびに、下流の環境汚染が問題になっていることを知り、残念という気持と、ダム湖の湖底で何が起きているのだろうという疑問とが生じました。しかし、もともと裁判官の私が、公害等調整委員会に出向し、本件の担当者に指名されるまで、その疑問に取り組まなければならないとは思っていませんでした。

2 審理の経過と結果

出し平ダム事件は、富山地裁への提訴前、原告ら代理人弁護士から公調委に事前相談があっ

たと聞いています。公調委への裁定申立てではなく、原因裁定嘱託のルートが採られた理由は分かりませんが、原告らが「原因裁定嘱託の第1号」ということに面白みを感じたということもあったのかも知れません。

昭和47年に公調委が発足した当初から原因裁定嘱託の制度が存在しながら、本件まで一度も利用されてこなかったのは、この制度が、裁判所にも、弁護士にも、あまり知られていなかったためもあると思いますが、公調委の持つ高度な調査能力を利用したいと思う弁護士たちは、直接、公調委に責任裁定や原因裁定を申し立てることができたことから、裁判所を経由しての原因裁定嘱託を利用する必要に乏しかったためとも考えられます。

しかしながら、公調委が原因裁定嘱託の案件で良い仕事をするには、公調委として裁判所からの信頼に応えるとともに、原因裁定嘱託の制度にとって今後の良い先例となると考え、本件の嘱託を受けた公調委は、当時の加藤和夫委員長以下、良い仕事をしたいという思いで一致していました。

本件は、平成16年8月4日に富山地裁からの嘱託がされましたが、化学や生物学の専門的知識を必要とする事件であったためもあり、当事者の主張整理にやや手間取り、主張整理案を公調委が主導的に作成した経過もあったほか、3名の専門委員の選任、当事者及び参考人の合計7名に対する尋問、複数回の現地調査などを必要としたため、合計14回の審問期日を経て、嘱託から約2年半後の平成19年3月28日に原因裁定の判断が示されました。その結論としては、ダムからの排砂と漁獲量の減少との間に因果関係の存在は認められない、排砂とワカメの不作との間には因果関係の存在が認められるというものでした（内容の詳細は、8ページ「裁定の概要」及び平成19年5月の「ちょうせい第49

号」の2頁以下を御覧ください。）。

富山地裁は、この原因裁定の判断を参考として、平成20年11月26日、ワカメの被害について原告らの損害賠償請求を一部認める一方、その余の請求を棄却する判決を言い渡し、これに対し当事者双方が控訴をした結果、平成23年4月5日、控訴審（名古屋高裁金沢支部）で当事者間に和解が成立して終局したと聞いています。

原因裁定嘱託事件処理の主な経過	
H16.8	富山地裁から「出し平ダム排砂差し止め等請求事件」についての原因裁定嘱託書を受付、裁定委員会を設置
10	第1回審問期日
12	第2回審問期日
H17.2	・専門委員を任命（水産学）
	第3回審問期日
4	・専門委員を任命（化学）
	第4回審問期日
6	第5回審問期日
9	第6回審問期日
12	第7回審問期日
H18.2	専門委員を任命（水産学）
3	第8回審問期日
4	第9回審問期日
5	第10～12回審問期日
	・原告ら本人尋問（2名）
	・原告ら及び被告申請の参考人調べ（5名）
7	裁定委員及び専門委員による現地調査
8～9	現地で潜水による底質の採取、分析等（職権調査）
8	第13回審問期日
12	第14回審問期日（審問終結）
H19.3	裁定

3 本件についての思い出

本件に関しては、色々な思い出がありますが、東京海洋大学の藤田大介先生のもとへ協力依頼に行った時のこと、委員の現地調査に同行した時のこと、海底の底質調査に立ち会ったこと、裁定書の起案を行い、担当委員との合議を繰り返したことを特に覚えています。以下に覚えてい

ることを書いてみますが、余談ばかり記憶が鮮明なのは、人間の記憶の常として御容赦ください。

(1) 東京海洋大学への訪問

裁定書にもしばしば名前が出てくる藤田先生は、富山県の水産試験場に勤務していた経験があり、排砂後のワカメの養殖場で潜水調査をしたことがあるばかりでなく、他にも富山の海の多くの地点で潜水調査をした経験をお持ちでした。本件への協力を依頼するため、担当者3人で東京海洋大学品川キャンパスの研究室に藤田先生を訪問した際、先生は、研究室にうずたかく積まれた研究資料の中から、排砂後の現地の海底で採取した土砂（ガラス瓶入り）を取り出して我々に見せてくれました。我々は、富山の海の実情に詳しい研究者の協力を得られる見通しが付いたことに安堵しつつ帰路に着きました。

余談ですが、東京海洋大学の品川キャンパス（品川駅から徒歩約10分）には、クジラの全身骨の展示があり、上記訪問に同行した担当者の1人（獣医師資格を持つ方）がそれを見て、「クジラも哺乳類だから、頸椎は7つですね。クジラも、キリンも、人間も、哺乳類はみんな頸椎が7つですよ。」とつぶやきました。初耳だった私が、「さすが良く御存じですね。」と感心したところ、「そんなの常識ですよ。小学生でも知っています。」と笑われたのがショックでした。哺乳類の頸椎の数が7つであることは、常識であるとは言えないだろうと今でも思っているのですが、皆さまいかがでしょうか。

(2) 委員による現地調査

平成18年8月に実施した委員による現地調査では、委員に同行して、当事者及びその関係者などとともにトロッコ電車を出し平ダムに行き、ダム施設を見学し、ダムの運用に関して事情聴取を行い、その後、漁船に乗って、幾つか

の地点で海底の土砂を採取し、その土質や匂いについて調べました。その匂いなどにダムからの排砂の影響があるのか否か、当事者双方の説明に違いがあったように記憶しています。天気が悪く、ダムでは雨が降っていました。そのほか、富山の海の特徴について、専門家から説明を受けた記憶があります。



裁定委員及び専門委員による現地調査

(3) 底質調査

平成18年8月末から9月初めころ実施した底質調査は、担当者だけで行きました。借り上げた漁船に乗り、2日にわたり朝から夕方まで、地図上であらかじめ決めておいた黒部川河口以東の海域の多数の地点で、海底の土砂を、地層を乱さないように採取しました。幸いであったのは、日本で最も深く潜れる潜水業者が富山県に存在し、また、底質の分析を依頼するのに適した会社も富山県に存在したことです。依頼した潜水業者の潜水士は、海底に透明のパイプを突き刺して土砂を採取し、それを漁船に引き上げて保管します。海底にいる潜水士から「海底が硬くてパイプが刺さらない。」という訴えが幾度かありましたが、その度に「少し場所を変えて再度試みるように。」と指示しました。水深の深い地点では、船に戻った潜水士が「きつい。」と漏らしたことがあり、かなりの重労働を強いていたようです。我々は、あらかじめ日焼け止

めを首まで塗り、日差しの強い漁船の上で、波に揺られながらその作業に立ち会いました。採取した土砂が、後で採取地点が不明とならないようにと、パイプに確実に符号を付けることに注意していました。採取を終えて漁船が港に戻ると、それを分析会社に運びました。

余談ですが、潜水士の方々は、赤銅色の皮膚はもちろんとして、一様に、水圧に負けないような、潜水艦にも似た体格であり、それを目にするうちに、潜水には生まれつき向き不向きの体格があるらしいと知り、私は向いていないと確信しました。

また、休憩中のことですが、乗っていた漁船の操縦士に、雑談として「漁船持ちの漁師になろうとしたら幾らくらい必要ですか。」と質問したところ、操縦士は、費目を具体的に試算した末に、「小さな漁船で、最低限の装備をするとして、合計して2000万円で足りるかどうかな。」と答えました。「お金がない人には無理ですね。」と言ったら、操縦士は、「やる気があれば、漁協が貸してくれるだろう。もっとも、返済が大変かも知れない。魚が獲れなければ、燃料代の分だけ赤字になる。燃料価格の動向によって漁師の収入は大きく変わる。」と言われました。その際、漁船の燃費についても詳しく会話をした記憶があり、具体的な数値は忘れましたが、燃料代が思っていたよりもはるかに大きな経費負担となっていることに驚きました。漁業で養殖ものが増えるのは仕方がないことと知りました。

(4) 裁定書の起案と合議

裁定書の起案は、他の担当者と分担して行いましたが、最終的には、委員長の許可を得て、私が2週間くらいの在宅勤務をして仕上げました。自家用車で自宅に事件記録を運び、それらを読んで考え、パソコンを打つという日々でした。LDKの半分を占領した上、静かにして

いるように求めたため、家族からは不評でした。当時、たまたま別の事件の起案も分担しており、メールで他の担当者と打合せをするのが煩わしかった記憶があります。今は、新型コロナ対策として、様々な業界でテレワークが行われているようですが、裁判などの合議は、顔を合わせて口頭で行う方が、考えが伝わりやすく議論が深まると思います。

本件の起案後、複数回行われた委員による合議にも関与しましたが、委員からは活発な質疑と意見があり、新しい着眼点を示されて、起案を修正・加筆したこともありました。

このような中で、学者の方々と親しく接し、また、多数の文献資料を閲読して感じたのは、学者の方々は、本当に研究が好きで、いつ役立つかわからない調査研究であっても、その成果をきちんと残しておいてくれることです。我々が関わった調査で得た資料も役立ちましたが、それ以上に、本件と直接関係なく作成されていた文献資料が豊富であったのは、本件を判断する上で、大いに役に立ちました。そうした文献資料を提示してくださった専門委員や、当事者の関係者の方々にも感謝したいと思います。今後とも、このような地道な研究活動を受け継ぐ学者、研究者、実務家の方々がいて欲しい、さらには、そうした方々が、裁判など紛争解決手続に、積極的に関与して欲しいと願う次第です。



排砂中の出し平ダム

4 最後に

公調委では、海洋汚染による被害に関する申立事件が時々係属します。海洋汚染事件では、日々刻々と変化する海流など海水の動きが把握しにくい上、生態のはっきりしない動植物に対して汚染物質が及ぼす影響も測り難いため、汚染と被害との間の因果関係の存否を判断することには、人知を超えるものがあると感じることが少なくありません。つまり、一般的に、海洋汚染事件は、他の公害事件よりも判断が難しいのです。しかしながら、本件では、今回、裁定書を読み直してみても、多くの関係者の御尽力により、当時得られた証拠の限度で、ひとまず合理的な判断を示すことができたのではないかと思います。富山地裁では、本件の原因裁定を踏まえた判決がされましたが、控訴審では、当事者間に和解が成立したと聞いており、その経緯や内容などが分からないため、本件の原因裁定が最終的な紛争解決のためにどのような役割を果たしたのかもよく分かりません。けれども、私にとっては、本件に関与できたことは貴重な経験であり、大きな幸せであったと思っています。

【参考】

当事件については、以下のホームページも御参照ください。

- ・報道資料及び裁定書等

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/activity/toyama16_3.html



- ・機関誌「ちょうせい」第49号
(平成19年5月発行)

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndl/jp/pid/1170178/www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/contents/49.html>



- ・原因裁定の嘱託制度(法曹関係者向け)

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/how/e-dispute_00004.html



裁定の概要

○ 主文

裁定書の主文は以下のとおりです。

- (1) 原告飯野栽培組合の行ってきたワカメ養殖の収穫が平成4年以降不振となったのは、被告が平成3年12月から実施している出し平ダムの排砂がワカメの生育環境を悪化させたことによるものと認められる。
- (2) 原告飯野栽培組合を除くその余の原告らの行ってきた刺し網漁業の漁獲量の変動が上記の出し平ダムの排砂の影響によるものとは認められない。

○ 本件の具体的な争点

本件の具体的な争点として、原告らは、概ね次のように主張しました。

- (1) ダム湖底でスメクタイト（粘土鉱物の一種）が生成され、これが排砂によって海域に到達すると、海底の固化（ヒラメの潜砂行動や底生生物の生息を阻害する）を生じさせたり、魚類のえらを詰まらせたりする。
- (2) ダム湖に流入した落葉等の有機物は、ダム湖底などで半分解状態となり、これが排砂によって河口周辺の本件海域に運ばれた上、その海底に多量に堆積し、硫酸還元菌により嫌氣的に分解されて、硫化水素、硫化物等が生成され、海底ないし海底直上水を貧酸素状態にする。
- (3) 排砂によって海底の泥質化が進み、海藻類の生育を阻害し、底生生物の生育環境を悪化させるなどして、魚類の生息環境を悪化させている。
- (4) 以上のメカニズムによって、原告らの漁獲量が減少し、養殖ワカメの不作も生じている（ワカメ養殖は平成10年に廃止を余儀なくされた。）。

これに対し、被告（関西電力）は、排砂の海域への影響は、自然な出水の場合と特に異なるものではないなどと反論しました。

○ 裁定理由の要旨

- (1) スメクタイトが短期間（数年単位）で生成されるためには、高温と強アルカリ性の存在が条件となるが、ダム湖底は温度が20℃に達するかどうかである上、pH値も中性であるため、有意な量のスメクタイトが生成されると認めることはできない。

海底の状況に関するビデオ映像や当委員会の実施した調査等を見ても、ヒラメの潜砂行動や底生生物の生息を阻害するような海底の固化が生じているとは認められない。

スメクタイトなどの微細な粘土類は、魚類のえらを詰まらせることで有害であるが、ダムのない場合の自然な出水と比べて排砂の成分がこの点で特に有害であるとは認められない。

- (2) 半分解状態の有機物がダムのない状態より多量に海底に堆積するとしても、その嫌氣的分解は急激には進まず、また、本件海域は閉鎖的の海域でもないことから、海底又は海底直上水に貧酸素状態が生じるとは考えにくい。

過去に行われた多数の調査（当委員会の実施した調査を含む）の結果を見ても、溶存酸素量、酸化還元電位（環境が酸化的であるか還元的であるかを示す指標）の値、或いは硫化物量のデータは、いずれも貧酸素状態の発生を窺わせるものではない。

- (3) 排砂に特有の半分解状態の有機物（黒色濁水の成分）は、排砂時に一緒に流下する粘土粒子を海域で凝集結合させた上、沈殿しやすくさせて本件海域の泥質化を促進し、もともと砂質である本件海域の浅海域（水深およそ20m以浅）に浮泥やぬかるみ状の泥の堆積を生じさせる。ただ、このような

泥の堆積は、冬期の荒波などで概ね消失する。

浅海域以外の本件海域では、排砂が行われる前から泥質が優勢であり、排砂によって特に泥質化した場所があるとは認められない。

(4) 上記のような浅海域の季節的泥質化は、底生生物や海藻類への影響などを通じて魚類に影響を及ぼしている可能性はあるが、これを認めるに足りる証拠はない。

(5) 漁獲統計から見ると、平成14年以降、横山・朝日の各海域でヒラメの不漁が続いているが、初回排砂以降平成14年までに10年余が経過していること、飯野・吉原の各海域より黒部川河口から遠く、排砂の影響がより顕著に生じるとは考えにくいことに照らして、排砂との因果関係を認めることはできない。

他の魚種については、本件海域に特異的な不漁が生じていることを認め得る証拠がない。

(6) 養殖ワカメは、排砂が行われるようになってから、収穫量の減少や品質の低下（藻体の黄変、成長不良、ヨコエビ・ワレカラの付着など）が続くようになったこと、それが泥の浮遊や付着に起因するものと見て矛盾がないこと、その泥の起源として、上記のとおり浅海域に堆積した浮泥やぬかるみ状の泥が冬期（ワカメの成長期）の荒波で巻き上がったことが考えられ、他に泥の起源を考えにくいことから、養殖ワカメの収穫の不振は、排砂に起因するものと認めることができる。

○ 結論

以上のとおり、魚類については、排砂によって漁獲量の減少が生じていると認めることができないが、養殖ワカメについては、排砂によって収穫の不振が生じたものと認めることができるとされました。

原因裁定の嘱託制度について

1 制度の概要

係属中の民事訴訟において、受訴裁判所が必要と認めたときは、受訴裁判所は、公害等調整委員会に原因裁定を嘱託することができます。

【参考】公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）抄

第42条の32 公害に係る被害に関する民事訴訟において、受訴裁判所は、必要があると認めるときは、中央委員会に対し、その意見をきいたうえ、原因裁定をすることを嘱託することができる。

2～4（略）

2 主な流れ

① 受訴裁判所

弁護士からの申出等をきっかけとして、受訴裁判所が必要と認めた場合、公害等調整委員会へ原因裁定を嘱託する。

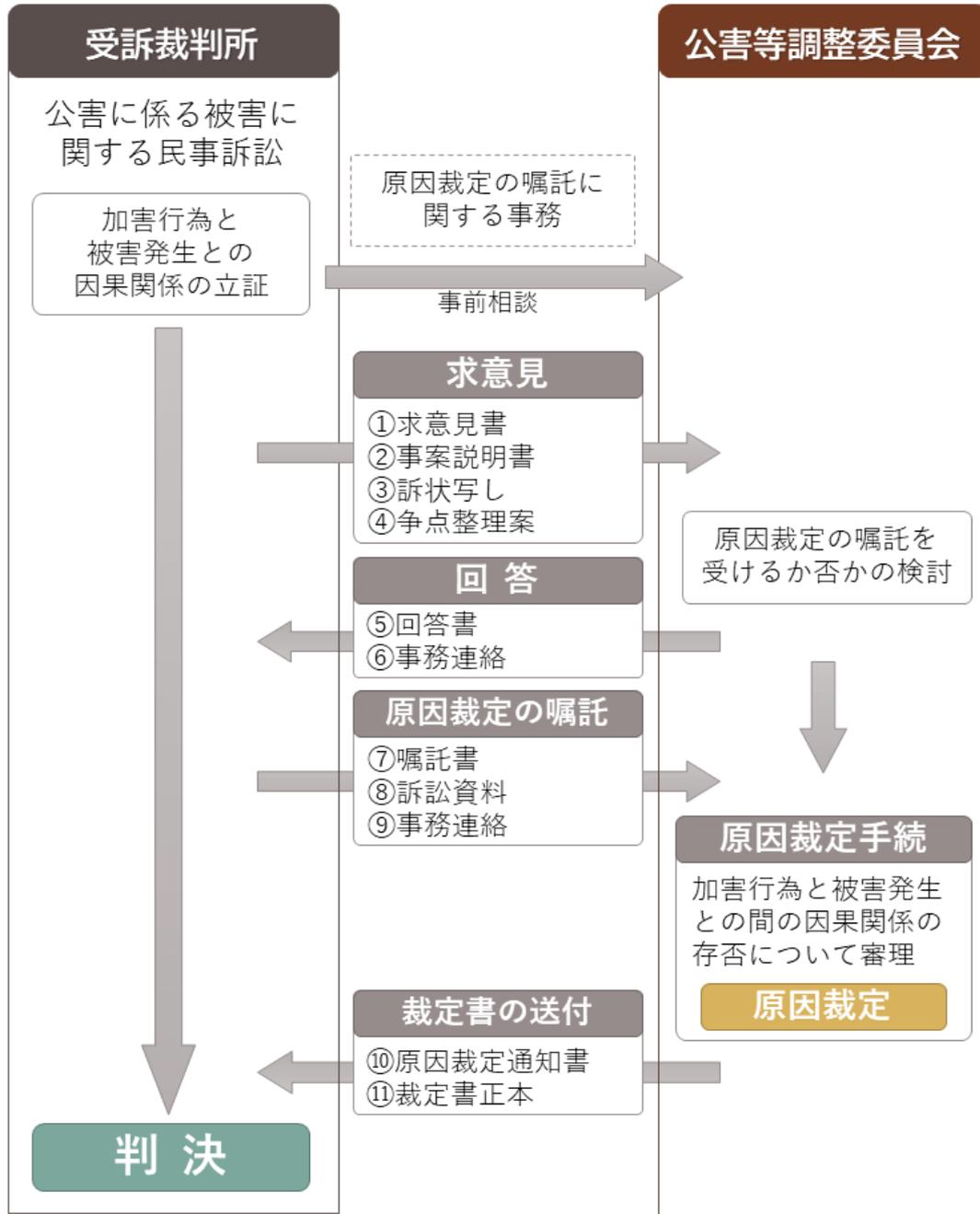
② 公害等調整委員会

民事訴訟手続を基礎としつつ、職権主義的手法を活かしながら手続が進行
→手続を進めた結果、「裁定書」として判断を示し、受訴裁判所へ送付

③ 受訴裁判所

訴訟手続が進行（「裁定書」は、証拠としての活用が期待される。）

原因裁定嘱託の手続の流れ（概念図）



「住み続けたいまち白山市」 を目指して

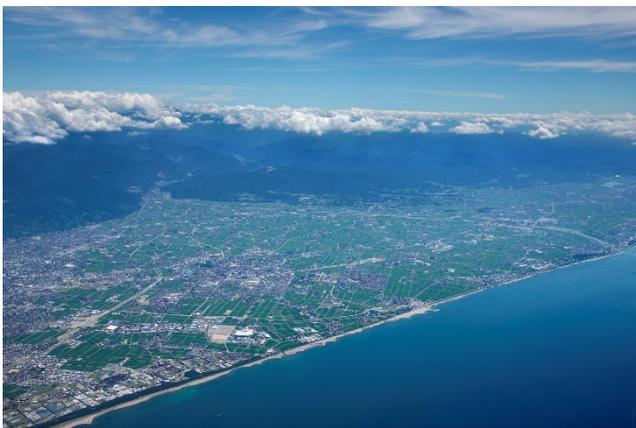
最前線紹介

石川県白山市市民生活部環境課

初めに、白山市の紹介をさせていただきます。

白山市は、平成17年2月1日に1市2町5村が合併し誕生しました。

本市は「日本三名山」の一つ白山や県内最大の流域を誇る一級河川手取川、市域の西側に広がる日本海など、山・川・海の豊かな自然に恵まれており、海岸部から山間部まで約2700mの標高差があります。また、市の面積は754.93km²で石川県全域の約18%を占め、県内最大の広さを有しております。



白山市の街並み

本市の平野部は、強固な地盤と良質な地下水に恵まれていることなどから、17箇所ある工業団地には製造業を中心に多くの企業が進出し、ものづくり産業の基盤を築く一方、経営耕地が5.8%を占めるなど、米作りを中心とした農業も盛んに行われております。

また、平成30年6月には、国連が定める「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成

に向けた優れた取組を提案した自治体として「SDGs未来都市」に選定されました。

さて、現在、公害苦情処理の所管課である市民生活部環境課には、10名の職員が在籍しており、うち4名の職員が環境保全係として、騒音・振動・悪臭等の各種届出業務や公害関係事案、公害苦情等の処理業務のほか、墓地・斎場の管理業務、空地の雑草処理、鳥獣や自然保護、犬の登録や狂犬病の予防注射、地球温暖化対策の推進や再生可能エネルギーなどに関する業務を担っております。

公害に関する苦情処理については年々増加傾向にあり、令和元年度中に処理をした件数は54件でありました。その内訳としては、大気汚染に関するものが14件、騒音に関するものが13件、不法投棄10件、水質汚濁8件、悪臭5件、その他4件となっています。

件数が最も多い大気汚染に関する苦情としては、農地の「野焼き」に関するものが特に多く、これは、本市が稲作などの農業が盛んな地域であることから、藁や農作物の残渣等を燃やす昔ながらの習慣が残っていることが原因です。市としては、農家の方々に野焼きをしないようお願いをしているものの、農林業のためのやむを得ない焼却は例外的に認められていることから、対応に苦慮する事案となっています。

次に多いのは騒音に関する苦情で、前年度の倍近い苦情が寄せられ、中でも、生活騒音

といった隣近所間での問題に関するものが増えております。本来このような問題は、当事者同士による話し合いで解決すべきものと考えますが、特に新興住宅地などでは「近所付き合いがあまりない」「自分の方が後から引っ越して来たため言いづらい」などといった理由から、市で対処して欲しいとの要望が増えており、その対応に苦慮しているところで

また、不法投棄に関する苦情についても、前年・前々年度と比較して倍以上の件数となる中、特に、農道へのごみの不法投棄に関する苦情が多くなっております。これは、人目に付かない夜間などに投棄されるものと考えています。山間部においては、見回りパトロールや不法投棄禁止の看板設置などの対策を行ったところ不法投棄が減少いたしました。今後は農道においても、見回り等を実施していく必要があると考えております。

水質汚濁や悪臭に関する苦情も前年度と比べて件数は増加しておりますが、その多くは、感覚的・心理的要因による一過性のものと考えております。しかしながら、このような感覚的・心理的要因によるものは、人によって、その感じ方が全く異なることから、対応の難しさを感じているところで

一方、冒頭でも紹介いたしましたとおり、本市には17箇所の工業団地があり、300社以上の企業が立地しております。これらの企業が工業団地等に進出する際には、本市と環境協定を取り交わしていただいております。近年、工業団地に隣接する住宅地からの苦情が減少傾向にあるのは、この環境協定の成果であると考えます。

今後は、ライフスタイルの多様化等により、苦情や相談の内容もますます多岐に渡るもの

と考えられます。適切に苦情対処理を行うためには、何よりも、申立者の主張に耳を傾け、その申立てを理解して対処することが肝心です。しかしながら、申立者の主張が、他の市民にとっても同様であるとは限りません。市としては常に、規則や基準に照らし合わせ、時に柔軟に対処していくことが重要であると考えます。

当然のことながら、申立者の納得できる解決策が見つからない場合もあるなど、市が全ての問題を解決できる訳ではありませんが、これからも出来得る限り申立者に寄り添った公害の苦情処理対応を行う事で「住み続けたいまち白山市」を目指していきたいと思



てどりきょうこく わたがたき
手取峡谷にある綿ヶ滝

がんばってまーす

公害相談への対応で思うこと



福島県喜多方市市民部環境課環境推進係主査

すずき まさのり
鈴木 理規

喜多方市は、福島県の西北部、会津盆地の北に位置し、蔵のまち、ラーメンのまちとして知名度があり、全国から年間約180万人の観光客が訪れております。

市の土地利用状況の約7割は森林が占めており、北西には飯豊連峰^{いいでれんぼう}、東には雄国山麗^{おぐにさんろく}を中心に広がっています。森林からは阿賀野川水系につながる川が流れ、田園が広がり、多彩で豊かな自然を形成しています。こうした豊富な水と肥沃な土壌、昼夜の寒暖差を生かして、良質な農産物を生産しており、稲作を中心に、グリーンアスパラ・ミニトマト・キュウリなどを生産する農業のまちでもあります。

また当市は、平成18年に喜多方市^{あつしおかのうむら}・熱塩加納村^{あつしおかのうむら}・塩川町^{しおかわまち}・山都町^{やまとちょう}・高郷村^{たかさむら}の5市町村が合併し、新市となりました。平成23年3月の東日本大震災後、その震災が与えた環境影響を踏まえ、平成26年4月に「環境基本条例」を制定し、環境の保全等について理念を定めるとともに、市、事業者及び市民の責務を明らかにしました。さらに、平成28年3月には「喜多方市環境基本計画」を策定し、「人と自然が共生できる地球にやさしいまち喜多方」を望ましい環境像として掲げ、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進しております。

当市における公害相談への対応は、環境課環境推進係の5名で行っています。その主なものは大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭などです。これらの対応の中で思うことを、事例と合わせて御紹介させていただきます。

当市で多い相談は野焼きについてです。野焼きとは、野外において適法な焼却施設以外で廃棄物（ごみなど）を燃やすことで、悪臭や煙害を発生させるほか、火災の危険性があり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において禁止されていますが、「農業、林業等を営むためにやむを得ないもの」、「歳^{さい}の神^{のかみ}等の地域行事における門松、しめ縄など正月飾りの焚き上げ」、「たき火等を行う際の軽微な焼却」など一部は例外とされています。昔ながらの農法で、野焼きにあたる稲わらや雑草の焼却などを続けている農家がある中で、市としては、市の広報誌・ホームページへの記事掲載やパトロール車巡回による注意喚起のほか、すき込みの推奨などにより野焼きを減らす努力を続けています。



野焼きが起因となった消火活動の様子

相談者は今後の近所付き合いを考えて匿名での対応を希望されることが多く、「今、野焼きが発生しており、生活に支障がでている。」などの事情により、早急な対応も求められます。そのため、

職員が現地に向かい、野焼きを行っている人に対して「近所から、煙が家の中に入ってくるとの相談を受けていますので、やめていただけないでしょうか。」と伝え、大抵の場合は納得して消火してもらいます。しかし、再発が後を絶たず、警察と合同でお話しすることも多くあります。まれに肥料袋や農薬のボトルなどあきらかに産業廃棄物に該当するものを焼却しているケースがあり、その場合は厳重な注意をします。また、状況によっては消防署を通して消防車により速やかな消火を行います。



水質汚濁への対応（オイルマット設置）の様子

このほかに多い事案は、水質汚濁です。主に、道路用側溝・生活排水路における汚濁や油膜が発生する場合がありますが、半分ほどは調査しても発生源を特定することができず、消防署・警察署とともに要観察地域としてしばらく状況を観察することになります。

水質汚濁の通報があった場合は、消防署・警察署と連絡を取り現地を確認し、地図を見ながら汚濁の発生源を探しますが、途中で水路などの汚濁が途絶えて、地面に染み込んだ灯油などが水路に流れ込んだと思われるような、原因が分からない場合が多くあります。

また、「灯油の臭いがする」という通報が入った、あるときの事案ですが、消防署・警察署とともに通報があった周辺の住宅を調査しても原因が見つからないことがありました。河川への流入防

止のため県に連絡をとり、都市下水路に流れた灯油が河川へ合流する前に、オイルマットを設置することで流入を防ぎましたが、時間が経っても灯油の流れが止まらず、消防署・警察署・県・市と広く水路の下流から上流へ探した結果、通報された場所より約3km 上流の、とある商店の灯油タンク(200L)から灯油が排水溝へ流れ、都市下水路へ流れ込んだことが確認できました。その後の新たな流出はなく、事故拡大の恐れがなかったことから、発生者への注意や指導でとどまりました。

臭いがした周辺に原因があると思い込むと、中々その意識から抜け出すことができないこともあります。経験を積むことで視野を広げて捉えることができるようになると思いますが、先入観を完全に取り除くことは難しいものです。

また、公害は地域内で完結するとは限りません。広範囲にわたる場合、市町村単独では対応できず、消防署・警察署・県などの関係部署との素早い連携により被害が広範囲に拡大しないための対応をとらなければなりません。相談者は早急な解決を求めています。加えて、事案は現在進行形のことが多く、速やかに現地確認を実施し、関係部署との情報共有を行う必要があります。

そのため、今後の抱負として、可能な限りスピードアップをしたいと考えています。スピードを上げるためには、できる限り早く情報が届くこと、そしてその情報に即応して的確に動くことが必要です。現在、環境課に隣接する生活防災課に備え付けの「高機能消防指令システム」により、緊急情報の迅速な把握ができる点は有利な状況ですが、このほかにも窓口や電話対応で、私たちが市民の皆様気軽に相談してもらえよう雰囲気づくりをすることで、少しでも早く情報が届くことが期待でき、併せて被害を最小限に止めることにつながります。市民の皆様が安心・安全に生活できる環境を守っていくことを念頭に、今後も公害相談への対応に粘り強く取り組んでいきたいと考えています。

がんばってまーす

公害苦情対応をとおして考えたこと



高知県四万十市環境生活課四万十川・環境係主査

うえはら ゆう
上原 悠

みなさん、こんにちは。高知県四万十市環境生活課四万十川・環境係の上原と申します。私は市役所に入って2年目で、日々勉強させていただいているところです。

まずは、私が勤務している四万十市の紹介をさせていただきます。四万十市は高知県の西部に位置している、人口約3万3千人、面積は約632km²の市で、平成17年4月10日に旧中村市と旧西土佐村が合併して誕生しました。本市には、四国最長の川で、「日本最後の清流」といわれる四万十川が流れており、火振り漁^{ひぶりりょう}などの伝統的な漁法や、増水時には水面下に沈む欄干のない橋である沈下橋など、四万十川ならではの特徴的な川との生活、景観が残っています。豊富な水量とゆったりとした流れから、カヌーやキャンプなどのアウトドア人気も高まっています。



四万十川の火振り漁

また、旧中村市は今から約550年前に、前関白^{いちじょうのりふさ}の一條教房公が応仁の乱を避け、この地に下向し京都を模したまちづくりを始めたことから、「土佐の小京都」と呼ばれています。当時の御所の跡

地には一條神社^{いちじょう}が建てられ、市民の間からは「いちじょこさん」と親しまれています。

さて、本題の公害苦情対応についてお話しさせていただきます。私はまだ2年目ということもあり、大きな対応をしたこともなく、先輩方の御期待に応えられるようなお話はできないかもしれませんが御容赦をお願いいたします。

私は令和元年度に四万十市職員として採用され、環境生活課に配属されました。公害苦情相談のほとんどが野焼きの苦情であり、現地に行って指導すれば大抵は納得し、すぐに火を消してくれます。本市の大半が中山間地域ということもあり、田畑を持っている人が多く、昔から焼却を行っていたため、してはいけないということを知らないことが野焼きを行う主な原因のようです。このような苦情がある中で対応に困るのは、明確な違反行為がないことに対する苦情で、私がそれを実感したのは次のような出来事からでした。

ある事業所から煙が出ており、^{すす}煤などで洗濯物等が汚れて困るという苦情です。この苦情は数年前から度々寄せられており、その度に同様な対応を繰り返しているものでした。その事業所の焼却施設は県に設置の届出を出しています。事業所を訪問し話を聞いたところ、「焼却してはいけないごみの焼却は行っていない。焼却し始めの低温度時に黒煙が出ることはあるが温度が上昇すれば、白い煙に変わっていく」とのことでした。設置の届出上、操業に特に問題はなく、苦情を伝え、協力をお願いするしかありません。また、過去に何度も同様の苦情で事業所を訪問していたこともあ

り、事業所からも「先に建っていたのはこちらの方であり、それが後から団地になり周囲に人が住むようになった。今更、煙が出るので燃やすと言われても困る」と言われてしまいました。苦情の申立人の側からすれば、実際に煤や臭いで困っているということになります。事業として行っている焼却に対して、違反などの理由もなく改善してくださいと言うわけにもいきません。相談者は、事業所に対して不信感を持っており、「何か燃やしてはいけないものを燃やしていると聞いた」という話もしていましたが、それに関しても証拠はありませんでした。結局、「今後も黒煙が出ていたりしたら、その都度確認するなどの対応をさせていただきますが、現時点では違反もないため焼却を停止させるような指導はできません」と伝えて対応は終了しました。

このような経験から、市民が考える公害と法律や条例で規定されている公害が必ずしも一致していないことを意識するようになりました。

当然ながら、市役所として規制、基準を満たしているものに対して、指導などを行うことはできませんが、だからと言って対応はしないという話では市民はなかなか納得してくれません。私自身まだまだ未熟なため経験不足からくる杓子定規な対応でお叱りをいただくこともあります。対応の際にまずは現場に行って話を聞くことが大切だと感じています。公害の苦情は個人の感じ方に左右されることが多く、臭いがきつい、うるさいといった相談で現地に向かったとしても、臭いや音を感じることができない場合もあります。実際に自分で確認した情報に基づいて対応しなければ、別のトラブルの原因になってしまうこともあります。また、その場での回答を求められることもありますが、明らかなこと以外は自身で判断せず、一度職場に持ち帰り、方向性を協議した上で回答を行うようにしています。私自身まだ2年目ということもありますが、経験豊富な先輩や上司に相談することが問題解決において最も有効な手段の

一つであることは間違いありません。先輩や上司の考え方に触れることで自身の思考の幅も広がり、そのような経験が次につながるものと考えています。

市役所の仕事は、市民の希望に応えることだと単純に考えていましたが、実際に業務を担当し、「必ずしも希望に応えられるものばかりではない」ことを痛感しました。公害の苦情として市民から寄せられるものには、白黒つけがたいものが多々あるのが現状です。また、苦情相談の中には、御近所との関係を悪化させたくないで相談者名は明かさない、というものも多くあります。しかしながら、苦情相談が匿名の場合の発生源への指導には限界があり、対応に大変苦慮しています。

生活様式や価値観の多様化など、新しい問題が生まれやすい現代社会において、行政職員としてこれまで以上に広くアンテナを張り、知識と経験を吸収・蓄積し続け、問題解決に取り組んでいきたいと考えています。



四万十川

騒音・低周波音について

第2回：騒音に係る環境基準

公害等調整委員会事務局

■はじめに

本セミナーでは、苦情件数が多い騒音について、公害等調整委員会事務局職員が実務を通じて得られた知見を、地方公共団体の公害関連部局担当職員の方に向けて分かりやすく解説しています。

第2回からは、騒音に関連した主な環境基準や規制基準等の体系について解説を予定しています。

本稿では、「騒音に係る環境基準」と題し、環境基本法に基づく環境基準として、一般地域及び道路に面する地域の環境基準、航空機騒音に係る環境基準、新幹線鉄道騒音に係る環境基準及び在来鉄道に係る騒音対策の指針について解説します。

1 環境基本法に基づく環境基準

公害苦情相談業務に従事する地方公共団体の皆さんが環境騒音に係る苦情の問題に取り組むとき、「環境基準」を拠り所とする場面が多々あるかと思われる。環境基準は、環境基本法（平成5年（1993年）成立。前身は昭和42年（1967年）成立の公害対策基本法）に基づくもので、行政上の「目標」として、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について設定されている。設定の視点は「人の健康の保護」及び「生活環境の保全」で、「維持されることが望ましい基準」として定めるものとされている（環境基本法第16条第1項）。ただし、「維持されることが望ましい」というレベルであるため、この基準を超過した状態が、直ちに人の健康への悪影響や生活環境上の支障の発生を意味しているわけではない。

2 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、特定の「区域」に対して適用されるものである（後に具体例で説明）。

環境基準が適用された（定められた）区域に対しては、この環境基準という目標が達成されるよう、行政機関が必要な施策（区域内で発生する騒音の規制など）を講じていく、という制度の構造となっている。したがって、環境基準そのものが直接的な発生源規制の根拠となるというものではない。

現在の騒音に係る環境基準のうち最も古いものは、昭和46年（1971年）に設定されているが、その答申を行った審議会の報告によると、騒音に係る環境基準は「聴力損失等の人の健康に係る器質的、病理的变化の発生の有無を基礎とするものではなく、日常生活において睡眠障害、会話妨害、作業能率の低下、不快感等をきたさないことを基本とすべき」とされている。騒音に係る公害苦情問題への対処において環境基準を参照する場合には、こういった成立の背景を知っておくことも有益であると思われる。

騒音に係る環境基準は、現実の騒音の発生源を考慮に入れて

- ・「一般地域及び道路に面する地域に適用するもの」
- ・「航空機騒音に係るもの」
- ・「新幹線鉄道騒音に係るもの」

の3種が設定されており、それぞれ測定・評価の方法が異なっている。在来線鉄道騒音に係る環境基準は設定されていないが、環境庁（当時）により別途、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」（平成7年12月20日環大―第174号環境庁大気保全局長通知）が定められている。

また、上記3種の騒音に係る環境基準のそれぞれは、いくつかの地域の類型に分けて設定されており、基準値自体及び適用すべき地域の考え方は国で定めているが、個別の地域への当てはめは都道府県知

事（一部の基準に関しては、市の区域内の地域については市長）が行うことになっている。

3 一般地域及び道路に面する地域に対する環境基準

(1) 基本的な事項

一般地域及び道路に面する地域に対する環境基準は、表1のとおりである。ただし、下記(2)に示すように幹線交通を担う道路に近接する空間については特例が設けられている。

都道府県知事・市長は多くの場合、環境基準を当てはめる個別の地域として、都市計画法に基づく用

途地域を単位に指定しているようである。表中の都道府県知事・市長による当てはめ地域については、指定をしている全地方公共団体の状況を調べた上で記載しているものではないが、多くの地方公共団体がこの表中の用途地域に対応させて当てはめをしているものと思われる（以下、「航空機騒音に係る環境基準」、「新幹線鉄道に係る環境基準」においても同様）。

また、この「一般地域及び道路に面する地域に対する環境基準」は、下記(2)も含めて航空機騒音、鉄道騒音、建設作業騒音には適用されないという点に注意が必要である。

地域の類型	当てはめる地域 (国の告示)	地方公共団体による当てはめ (都道府県知事・市長による指定)*	地域の区分 (国の告示)	基準値 (国の告示)	
				昼間 (6AM-10PM)	夜間 (10PM-6AM)
AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域	(特定の施設周辺等に対して限定的に当てはめ)		50dB 以下	40dB 以下
A	専ら住居の用に供される地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	一般地域	55dB 以下	45dB 以下
			2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B	主として住居の用に供される地域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	一般地域	55dB 以下	45dB 以下
			2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
C	相当数の住居と併せて、商業、工業等の用に供される地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	一般地域	60dB 以下	50dB 以下
			車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

*：全ての地方公共団体についてはないが、多くの地方公共団体で採用されている（以降の表についても同様）。

表1 一般地域及び道路に面する地域に対する環境基準

(2) 幹線交通を担う道路に近接する空間に対する特例

幹線交通を担う道路に近接する空間に対しては、表1の基準値ではなく、昼間（午前6時から午後10時まで）については70dB以下、夜間（午後10時から午前6時まで）については65dB以下という基準

値が適用される。

ここでいう「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）等のことで、「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、2車線以下の車線を有する道路に関しては

道路端から 15m 以内の空間、2 車線を超える車線を有する道路に関しては 20m 以内の空間とされている。

また、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間 45dB 以下、夜間 40dB 以下）によることができることとされている。

（3）測定・評価方法

環境基準の基準値は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとするとしている。また、騒音の測定方法は、第 1 回セミナーにて紹介した等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）であり、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することとされている。ここで用いる周波数補正回路（周波数重み付け特性）は A 特性である。評価の時期に関しては、騒音が 1 年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定することとなっている。その他、詳細は「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）や「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成 27 年 10 月環境省）などを参照いただきたい。

4. 航空機騒音に係る環境基準

（1）基本的な事項

航空機騒音に係る環境基準は、表 2 のとおりである。

航空機騒音は、道路騒音と異なりどこでも恒常的な環境問題が発生するというわけではなく、航空機の離着陸、低空飛行がある飛行場の周辺で問題となるので、航空機騒音に係る環境基準を適用する地域は、個別の飛行場ごとに周辺の地域が指定されている。

航空機騒音に係る環境基準の個別の地域への当てはめは都道府県知事が行うとされているので、各都道府県知事が個別の飛行場（隣接する都道府県内にある飛行場の場合もある。）ごとに周辺の地域の指定を行うとともに、表 2 の類型ごとに当てはめる、都市計画法に基づく用途地域を指定する方法が採られることが多い。指定された周辺の地域に該当し、かつ、類型ごとに示された用途地域に該当する場合には、その類型の航空機騒音に係る環境基準が適用されるという仕組みである。

周辺の地域の指定については、飛行場の敷地の形や離着陸の方向等から騒音の影響を受ける可能性のある地域を地図上で幾何学的に示すという方法を採用している都道府県もあれば、市区町村単位で指定するという方法を採用している県もある。

この航空機騒音に係る環境基準は、1 日当たりの離着陸回数が 10 回以下の飛行場であって、警察、消防及び自衛隊専用の飛行場並びに離島にある飛行場の周辺地域には適用されないとされている。

地域の類型	当てはめる地域 (国の告示)	地方公共団体による当てはめ (都道府県知事による指定) *	基準値 (国の告示)
I	専ら住居の用に供される地域	(都道府県知事が、個別の飛行場ごとに、周辺の地域のうち次の地域を指定) ・第 1 種、第 2 種低層住居専用地域 ・第 1 種、第 2 種中高層住居専用地域 ・第 1 種、第 2 種住居地域 ・準住居地域 ・用途地域の定めのない地域	57dB 以下
II	I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	(都道府県知事が、個別の飛行場ごとに、周辺の地域のうち次の地域を指定) ・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域 ・工業地域	62dB 以下

表 2 航空機騒音に係る環境基準

(2) 測定・評価方法

環境基準に係る航空機騒音の測定は、原則として連続7日行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より10dB以上大きい航空機騒音について単発騒音暴露レベル(LAE)を計測するとされている。この測定は屋外で行い、測定点は当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を、測定時期は航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定することとされている。周波数補正回路はA特性を、動特性(時間重み付け特性)は遅い動特性(SLOW)を用いる。

評価においては、まず、上記のLAEを用い、「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和48年12月27日環境庁告示第154号)で示されている算式を使って時間帯補正等価騒音レベル(Lden)を算出し、全測定日のLdenからパワー平均を算出(同告示中の別の算式を使用)した上で、これを用いて評価することとなっている。

上記のLAE、Lden、周波数補正回路(周波数重み付け特性)、動特性(時間重み付け特性)などの用語の解説については、第1回セミナー「音に関する基礎知識」を参照いただきたい。

5 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(1) 基本的な事項

新幹線鉄道騒音に係る環境基準は、表3のとおりである。

新幹線の騒音は、新幹線鉄道の沿線において問題となるので、環境基準の適用地域は線路の沿線

に限られている。各都道府県知事が新幹線鉄道の沿線地域の指定を行うとともに、表3の類型ごとに当てはめる、都市計画法に基づく用途地域を指定する方法が採られることが多い。

沿線地域としては、新幹線鉄道の軌道中心線から一定の距離内の地域が指定されることが多いようであり、一定の距離として、200m、300m、400m等の距離が採用されている。おそらく当該都道府県内における新幹線鉄道の走行速度等を考慮に入れたものと考えられる。

この環境基準は、午前6時から午後12時までの間の新幹線鉄道騒音に適用するものとされている。

(2) 測定・評価方法

環境基準に係る新幹線騒音の測定は、新幹線鉄道の上り・下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する20本の列車について、当該通過列車の騒音のピークレベルを読み取って行うこととされている。測定は屋外において原則として地上1.2mの高さで行い、測定点は当該地域の新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点のほか、新幹線鉄道騒音が問題となる地点を選定することとされている。また、測定時期については、特殊な気象条件にある時期及び列車速度が通常時より低い時期を避けることとなっており、測定に際しては、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性(SLOW)を用いることとなっている。

測定したピークレベルのうち、レベルの大きさが上位半数のものをパワー平均し、これを評価に用いる。

地域の類型	当てはめる地域(国の告示)	地方公共団体による当てはめ(都道府県知事による指定)*	基準値(国の告示)
I	主として住居の用に供される地域	(都道府県知事が、新幹線鉄道の軌道中心線から一定の距離内の地域のうち次の地域を指定) <ul style="list-style-type: none"> ・第1種、第2種低層住居専用地域 ・第1種、第2種中高層住居専用地域 ・第1種、第2種住居地域 ・準住居地域 ・用途地域の定めのない地域 	70dB以下
II	商工業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	(都道府県知事が、新幹線鉄道の軌道中心線から一定の距離内の地域のうち次の地域を指定) <ul style="list-style-type: none"> ・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域 ・工業地域 	75dB以下

表3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

6 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針

新幹線鉄道以外の在来鉄道の騒音に適用される環境基準は現時点ではないが、環境庁が平成7年(1995年)に「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」を策定し、都道府県知事・政令指定都市市長宛てに通知している(表4)。

この指針は、在来鉄道の新設又は大規模改良に係る環境影響評価に際して活用すること(在来鉄道の

新設又は大規模改良の計画がこの指針に適合するものとなることを求める)等により騒音問題の未然防止を期待して策定されたもので、地方自治体以外に関係省庁にも協力の依頼が行われている。

なお、この指針の適用に当たっては「許容限度や受忍限度とは異なることに注意が必要」とされているため、公害苦情の対応においても留意する必要がある。

在来鉄道の種類	指 針
新線	等価騒音レベル(LAeq)として、 ・昼間(7-22時)については60dB(A)以下、 ・夜間(22時-翌日7時)については55dB(A)以下とする。 なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあっては一層の低減に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

表4 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針

参考：表1～4は、以下を参考に公害等調整委員会事務局で作成。

表1：環境省告示「騒音に係る環境基準について」

表2：環境省告示「航空機騒音に係る環境基準について」

表3：「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」

※上記告示に対応する都道府県知事等による指定と組み合わせ

表4：環境庁通達「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」

■次回予定

次回の誌上セミナー「騒音・低周波音について」(第3回)では、騒音規制法の規制基準についての解説を予定しています。引き続き御活用ください。

「世界に誇れる環境先進都市・亀岡」を目指して

— 亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例の制定 —

京都府亀岡市環境市民部環境政策課

1 レジ袋禁止条例の成立

令和2年（2020年）3月24日。亀岡市は、3月市議会定例会で、世界に誇れる環境先進都市を目指し、その新たな一步を踏み出す一瞬を刻んだ。

「賛成者の起立を求めます。」固唾を飲んで見つめる議場に、議長が採決をとる声が響く。

その後、市議が起立を始め、最終的に賛成者は23名全員。全国初となる「亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例（以下「レジ袋禁止条例」という。）が全会一致により可決・成立した瞬間である。

翌25日の地元京都新聞には、『東京五輪21年夏に延期』と並ぶトップ記事として、朝刊紙面の1面を飾った。

2 条例制定に至った背景と経緯

(1) 条例制定に向かう源流

私たちのまち亀岡市は、人口88,031人（令和2年（2020年）7月1日現在）、京都市の西隣に位置し、大都市近郊にありながらも、保津川溪谷の大自然の四季を体感できる「保津川下

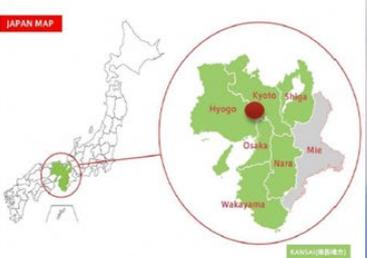
り」、「嵯峨野トロッコ列車」、京の奥座敷といわれる「湯の花温泉」の三大観光や、京の台所として京野菜や亀岡牛を始めとする質の高い農畜産物を育む、豊かな自然に恵まれている。また、晩秋から初春にかけて、大地の呼吸と表される“丹波霧”に包まれる幻想的な風景をつくり出す、風光明媚なまちであると自負している。

京阪神の大都市近郊にありながら豊かな自然に恵まれた京都府亀岡市



- ・京都駅から快速21分
- ・高速道路網で大阪府・兵庫県と結ばれている。
- ・京都随一の穀倉地帯
- ・人口88,031人（2020.7.1時点）

京野菜の産地「京の台所」亀岡
亀岡市の三大観光
保津川下り、トロッコ列車、湯の花温泉



大地の呼吸である霧は、京野菜をはじめ、質の高い農産物を育てている。

“霧のテラス”から見た丹波霧に包まれる京都府亀岡市

レジ袋禁止条例を制定するに至った背景を説明するには、今から15年以上の時間を振り返る必要がある。そして、川を身近に感じ、また、川に関わる仕事を生業として暮らしてきた人々の存在をなくしては語れない。

平成16年(2004年)、保津川下りの船頭2人が保津川のごみ拾いを始めた。「毎日、船で下る保津川で目の当たりにするプラスチックごみにいたたまれなくなった。」と当時の思いを伺った。しかしながら、拾っても、拾っても雨のたびにプラスチックごみが流されてくる現状に挫折と挑戦が繰り返されることとなる。そして平成19年(2007年)、保津川流域の環境保全に取り組むNPO法人プロジェクト保津川が誕生。趣旨に賛同する市民とともに清掃活動が展開される。これまでに重ねたクリーン作戦は本年7月で131回を数える。

このような市民力が礎となって、平成24年(2012年)には、内陸部の自治体では全国初となる、海洋ごみの発生抑制を考える「海ごみサミット2012 亀岡保津川会議」を開催。さらに平成30年(2018年)12月の「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」の発信へとつながっていくのである。

(2) かめおかプラスチックごみゼロ宣言

平成30年(2018年)12月13日、「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」(以下「プラごみゼロ宣言」という。)を、亀岡市長と亀岡市議会が共同で発信した。この宣言では、2030年までに使い捨てプラスチックごみゼロのまちづくりを進め、保津川を始めとする自然景観やアユモドキに代表される多様な川の生態系を守る取組から、深刻化する地球規模の海洋プラスチック汚染問題の解決へとつなげていくこと、更には自然環境の保全と地域経済の活性化に一体的に取り組む『世界に誇れる環境先進都市』の実現を

目指している。

この宣言が目指す目標として、次の5つを掲げている。

- ① 市内の店舗でのプラスチック製レジ袋有料化を皮切りにプラスチック製レジ袋提供禁止に踏み切り、エコバッグ持参率100%を目指す取組を進める。
- ② 「保津川から下流へ、そして海にプラスチックごみを流さない。」世界規模の海洋汚染(マイクロプラスチック)問題に立ち上がる意識のつながりを呼び掛ける。
- ③ 当面発生するプラスチックごみについては100%回収し、持続可能な地域内資源循環を目指す。
- ④ 使い捨てプラスチックの使用削減を広く呼びかけ、市内のイベントにおいてもリユース食器や再生可能な素材の食器を使用する。
- ⑤ 市民や事業者の環境に配慮した取組を積極的に支援し、世界最先端の『環境先進都市・亀岡』のブランド力向上を目指す。

1つ目の目標として掲げているプラスチック製レジ袋有料化から提供禁止に踏み切り、エコバッグ持参率100%を目指す取組の具現化を図る政策として進めたのが、レジ袋禁止条例の制定である。使い捨てプラスチックごみゼロを目指す環境政策の象徴である。



「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」(2018年12月13日)の共同発信の様子

(3) プラスチック製レジ袋の有料化

レジ袋禁止条例の制定を目指す過程において、まず取り組みたい、いや、取り組まなければならないと考えたのが「プラスチック製レジ袋の有料化」(以下「レジ袋有料化」という。)である。レジ袋有料化すらできないのに、レジ袋提供禁止を実現するのは困難である。逆に、レジ袋有料化で市民意識を高めるというステップを踏むことで、レジ袋禁止条例へと段階的に移行させる、そのために不可欠な取組であった。そこで、宣言から年が明けた平成31年(2019年)1月から市内の大型スーパー7社やコンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等の大型店舗やチェーン店、商工会議所、商店街連盟等と協議を進め、理解を求めた。

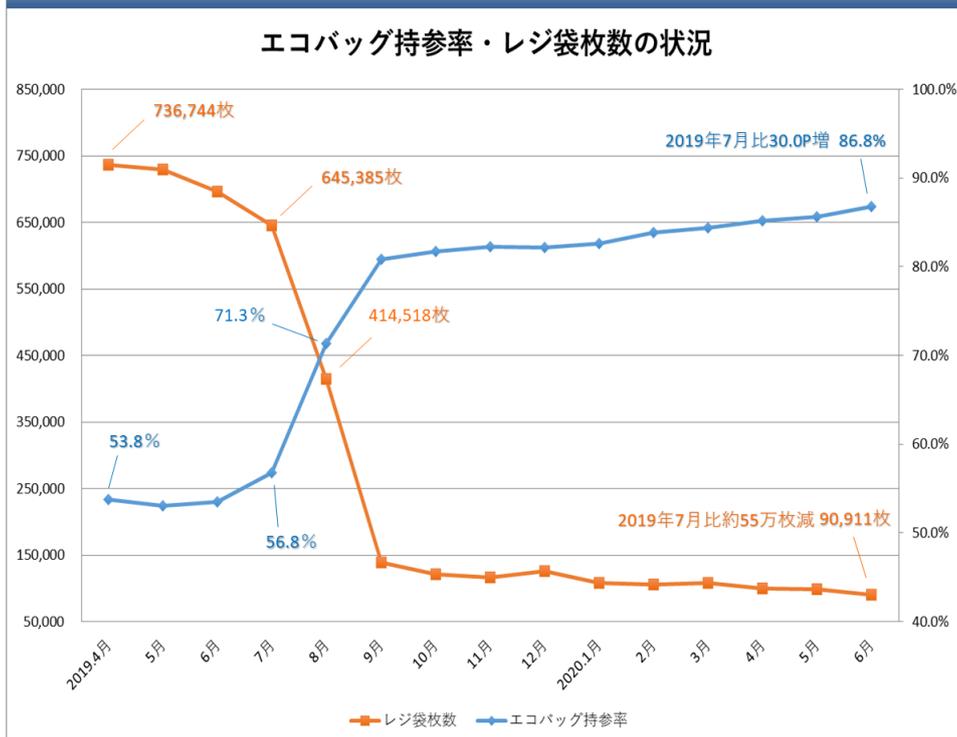
しかしながら、現実的には厳しい道のりであった。その理由は大きく2つ。まず1つ目は、基本的に市内の全店で一斉に有料化を始める必要があったため、2つ目は、事業者から、特にスーパー各社から有料化に際して金額の統一を図ることが求められたためである。

粘り強い交渉を重ねた結果、最終的には、スーパー6事業者・12店舗、商店街連盟・商業協

同組合(賛同店54商店)と協議がまとまり、市内の全店とはいかないまでも、多くの事業者に御理解いただき、有料化に向けた協定を締結するに至った。プラごみゼロ宣言発信後、半年に満たない5月29日のことである。その後、一定の準備期間を設定し、令和元年(2019年)8月20日からレジ袋有料化が始まった。

レジ袋有料化が始まった8月の取組は、20日からの実質12日間であったが、早速、その効果が表れた。有料化協定を締結したスーパー6事業者・12店舗の集計データから、エコバッグの持参率は、7月の56.8%から8月は71.3%(+14.5ポイント)、レジ袋の使用枚数は7月の645,385枚から8月は414,518枚(△230,867枚)となり、市民(消費者)意識の変化の起点となった。令和2年(2020年)6月現在では、エコバッグの持参率が86.8%(2019年7月比+30.0ポイント)、レジ袋の使用枚数は90,911枚(2019年7月比△554,474枚/月、11か月間の累計で△5,570,570枚)となり、事業者及び市民の高い環境意識に支えられながら、大きな成果を示す結果となった。

レジ袋有料化実施後の状況



(4) 世界に誇れる環境先進都市かめおか協議会

レジ袋禁止条例の制定に向けて、スーパー・コンビニ・商店街等の商業者、観光サービス関連事業者、住民、大学、環境団体、金融機関、NPO、行政機関という多様なステークホルダー（産官学35団体）が対等の立場で議論する協議会を令和元年（2019年）4月11日に設立した。その名も「世界に誇れる環境先進都市かめおか協議会（以下「協議会」という。）である。当初は誇大な名称と思っていたが、今では、それほど違和感を感じなくなっているところが、少し面白いところである。



「世界に誇れる環境先進都市かめおか協議会」開催の様子

協議会は、同年9月に条例素案を提示するまで、毎月1回の間隔で6回開催し、集中的に議論を重ねた。コンビニチェーンを代表して参画いただいた日本フランチャイズチェーン協会やスーパー、地元商店との厳しい意見のやり取りはあったが、「消費者の理解が得られれば、レジ袋の禁止は可能ではないか。」という声も出てくるようになり、最終的に全8回の協議を基に条例案を作成、令和2年3月市議会定例会へ議案として提案するに至った。

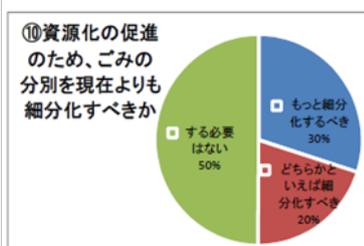
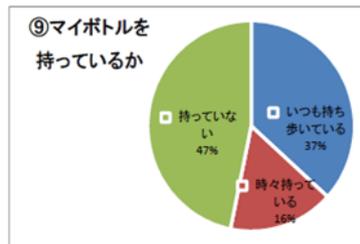
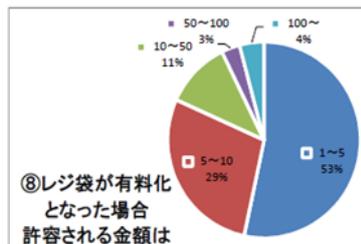
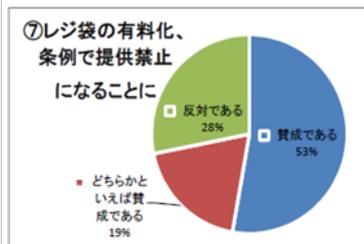
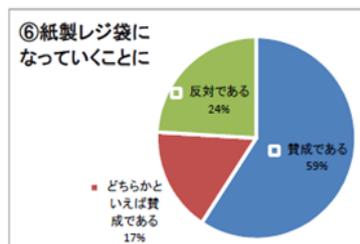
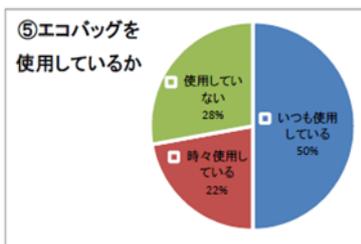
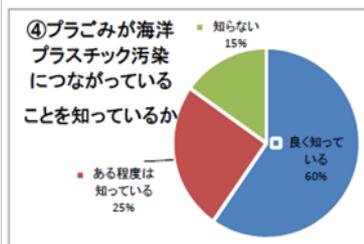
(5) 市民説明会

レジ袋禁止条例を制定するために、最も重要視しなければいけないターゲットは誰か。それ

は、紛れもなく消費者たる市民である。レジ袋は、プラスチックごみの全体量のうち2～3%程度に過ぎないと言われているが、国民1人当たり年間約300枚程度使用するとも言われ、誰もがおよそ1日1枚使用する、最も私たちの生活に密着したプラスチックである。プラスチックの利便性に依存し過ぎた生活を見直すためにも、市民（消費者）の意識変革を政策的に促したいと考えた。それに加え、事業者がレジ袋を提供しないことに懸念を示す大きな要因は、先に述べた協議会でも度々議論となったところであるが、消費者に対するサービスが低下し、顧客が他店や他市に流出することであった。つまり市民にレジ袋の提供禁止が受け入れられ、理解が得られれば、事業者としては、懸念の払拭とコストダウンにつながる。さらに付け加えるならば、それは、環境負荷の軽減につながる三方良しの結果が得られる。

そこで、本市は、令和元年（2019年）10月21日から翌年1月11日までの約2か月半の期間に市内全地域（28会場）で市民説明会を開催し、保津川や世界の海洋で起こっているプラスチック汚染の現状やレジ袋禁止条例の意義、プラごみゼロ宣言が目指す本市のまちづくりの考え方について、膝を突き合わせて説明し、思いの共有を図った。その結果、全ての会場で実施した意識調査では、レジ袋の有料化及び条例で提供禁止になることについて、賛成が72%という結果が得られたところである。いまだに、レジ袋禁止条例について、事業者や市民から否定的な意見を頂くのも事実であるが、世界的な潮流を背景に、使い捨てプラスチック削減に向けた意識が、着実に市民に根付いている、そんな機運の高まりを肌で感じたところである。

市民説明会・講演会等での意識調査 39会場・回答者807名



全体集計

①年齢・性別	男性	女性	10代	92	30代	16	50代	103
	447	394	20代	45	40代	39	60代以上	501
②職業	会社員	自営業	学生	公務員	無職	その他		
	113	49	122	53	334	136		
③住まい	市内	市外	2020.1.11現在					
	679	128						

3 条例の考え方と今後の展望

レジ袋禁止条例の策定に当たっては、基本的に例外を作らないという考え方で進めてきた。また、ごみの削減とエコバッグ持参率 100%が目標である以上、プラスチック製レジ袋が、ただ単に紙や生分解性の袋に代用されることを避けるために、紙や生分解性の袋であっても有料化することとしている。内容のポイントは以下のとおりである。

- 事業者は、事業所においてプラスチック製レジ袋を提供してはならず、紙や生分解性の袋であっても無償提供してはならない。

(注) 生分解性の袋とは、土壌環境及び水環境のいずれでも自然界に存在する微生物の働きで最終的に二酸化炭素と水にまで完全に分解されるバイオマスプラスチックの袋を指す。

- ここでいうレジ袋とは、事業所において販売された商品を運搬する袋を指す。なお、商

品棚におけるプラスチック製袋の販売は禁止しない。

- 対象業種は、スーパーやコンビニだけでなく、全業種であり、イベント時の屋台も含む。条例の施行は令和3年(2021年)1月1日からとする。
- 市は、レジ袋禁止に関する市民及び事業者の意識啓発を行う。また、レジ袋禁止による効果を検証するために必要な調査を行う。
- 市は、必要な限度において、事業者に対する指導や助言、立入調査、違反者に対する是正勧告、従わない場合の社名公表ができる。公表に際しては、市長の諮問機関として置かれる審査会が調査・審議する。審査会の設置及び公表措置は、令和3年(2021年)6月1日からの施行とする。
- 市、市民及び事業者は、レジ袋の提供禁止について協力関係を構築する。

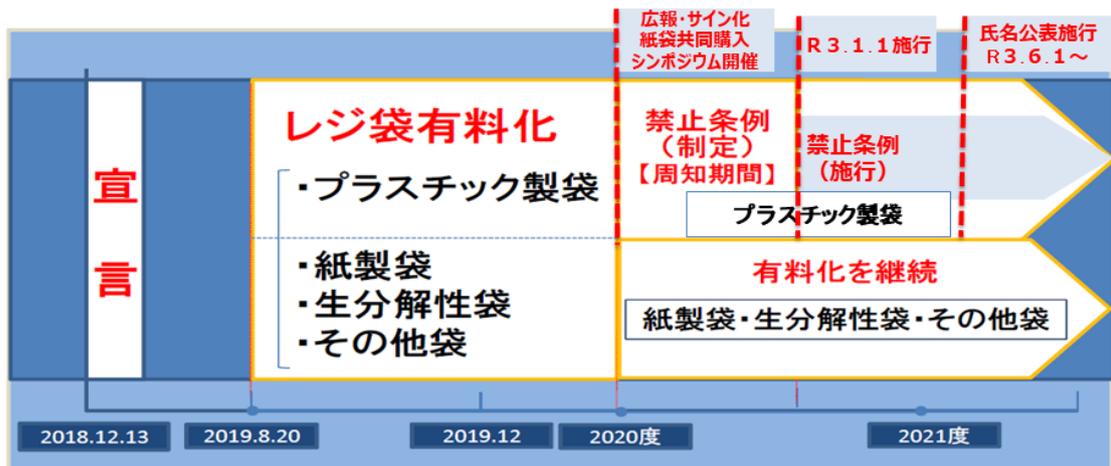
レジ袋の有料化、提供禁止条例について



亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例の概要



- ・事業者がプラスチック製レジ袋(生分解性の袋を除く)を提供することを禁止
- ・生分解性の袋であっても無償で提供することを禁止
- ・違反者については、審査会の意見を聞いた上で氏名を公表



亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例の対象となる袋の概要

亀岡市提供禁止条例

- 販売された商品を運搬するために消費者に提供されるプラスチック製レジ袋(生分解性の袋を除く)の有償又は無償での提供を禁止 (第5条第1項)



- 生分解性の袋であっても無償での提供を禁止 (第5条第2項)

※生分解性の袋…土壌環境、水環境のいずれでも完全に分解されるバイオマスプラスチック100%の袋及び紙袋並びにこれらと同等以上の新技術により製造される袋で市長が認めるもの。



国の有料化

- 消費者が購入した商品を持ち運ぶために用いる、持ち手のついたプラスチック製買物袋



国の有料化対象外

- 厚さが50μm以上の買物袋
- 海洋生分解性プラスチックの配合率100%の買物袋
- バイオマスプラスチックの配合率25%以上の買物袋

これまで、15年以上にわたって多くの関係者にボランティアの清掃活動を続けていただいております。こうした活動を通じて、大事な気付きを与えていただいた。それは、人の善意に頼るだけではプラスチックごみ問題は解決しないとい

うことである。そこで、亀岡市は、条例という社会のルールを作り、レジ袋の提供禁止を起点に、使い捨てプラスチックごみの発生抑制(リデュース)を実践しようとする選択肢を選んだのである。

近い将来、レジ袋禁止条例の目的が社会生活や市民の意識の中に溶け込み、法制化も含め、レジ袋のない生活が当たり前の社会となったとき、この条例を廃止できないか。それが実現し

たとき、本当の意味で世界に誇れる環境先進都市と言えるのかもしれない。こうした社会を、プラごみゼロ宣言の目標である 2030 年までに実現したい。

【参考資料】

レジ袋禁止条例等については、以下のホームページも御参照ください。

◎亀岡市ホームページ

「亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例」について

<https://www.city.kameoka.kyoto.jp/kankyousoumu/jyourei1.html>



◎亀岡市ホームページ

かめおかプラスチックごみゼロ宣言について

<https://www.city.kameoka.kyoto.jp/kankyousoumu/plasticzero.html>



◎公害等調整委員会ホームページ

機関誌「ちょうせい」第 101 号

「レジ袋有料化について」(環境省寄稿)

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/contents/101.html>



大気汚染防止法の一部改正について

環境省水・大気環境局大気環境課

1. はじめに

石綿は、安価で耐火性、耐熱性、防音性など多様な機能を有していることから高度経済成長期を中心に広く使用されてきた。しかし、石綿のぼく露から数十年を経て、中皮腫、肺がん等の重篤な健康被害を生じさせるおそれがあることが明らかになり、石綿の使用は昭和 50 年代から順次規制されてきた。現在では新たな使用は一切禁止されている。

一方で、石綿の多くが建築材料として工場、ビル、住宅といった建築物等（建築物及び工作物をいう。以下同じ。）に使用されており、環境省ではこれらの解体、改造及び補修作業を伴う工事による石綿の飛散防止対策の強化を進めている。

2. 改正の背景

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）においては、平成元年に、石綿を人に健康被害を生じさせるおそれのある粉じん（特定粉じん）として位置付け、石綿使用製品の製造工場について、設置の届出、敷地境界基準の遵守等の規制が導入された。建築物等の解体等工事（解体、改造又は補修作業を伴う建設工事をいう。以下同じ。）に対しては、阪神・淡路大震災により倒壊した建築物の解体等工事による石綿飛散

を発端とし、平成 8 年の法改正により、吹付け石綿（いわゆるレベル 1 建材）が使用された一定規模以上の建築物の解体等工事について作業実施の届出、作業基準の遵守等の規制が導入された。その後、平成 17 年の政令改正による石綿含有断熱材、保温材及び耐火被覆材（いわゆるレベル 2 建材）の規制対象への追加並びに工事の規模要件の撤廃、平成 18 年の法改正による工作物の規制対象への追加によって規制対象が拡大された。また、平成 25 年の法改正では、石綿含有建材の使用状況についての工事前の調査（以下「事前調査」という。）の義務付け、届出義務者の元請業者から発注者への変更等の飛散防止対策の強化が行われた。

平成 25 年の改正から 5 年が経過し、今般、施行状況を検討したところ、事前調査における石綿含有建材の見落としや、これまで規制対象ではなかった石綿含有成形板等（いわゆるレベル 3 建材）についても、不適切な除去を行えば石綿が飛散することが明らかになった。また、今後、令和 10 年頃をピークに石綿含有建材が使用された可能性のある建築物の解体工事が増加する見込みであり、こうした課題に対応し、解体等工事の際の石綿飛散防止対策を速やかに強化する必要がある。

そのため、平成 30 年 8 月に環境大臣から中央環境審議会に諮問を行い、大気・騒音振動部会に設置した「石綿飛散防止小委員会」におい

て議論を重ねた結果、「今後の石綿飛散防止の在り方について（答申）」（令和2年1月中央環境審議会）が取りまとめられた。この答申を踏まえた大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号）が第201回国会において成立し、令和2年6月5日に公布されたところである。

3. 主な改正事項

改正後の大気汚染防止法（以下「改正法」という。）では、石綿含有成形板等を含めた全ての石綿含有建材を規制対象とするための規定の整備が行われるとともに、事前調査から作業後までの一連の規制が強化された。改正法の概要については図1を、大気汚染防止法の規制の流れについては図2を参照されたい。以下では、主な改正事項4点について解説する。

まず1点目は、全ての石綿含有建材を規制対象とするための規定の整備である。石綿含有成形板等については、飛散性が比較的低いとして現行の大気汚染防止法（以下「現行法」という。）では規制対象となっていないが、平成25年の改正時に飛散の実態を明らかにした上で必要な措置を検討することとされた。これを受け、環境省では事業者向けマニュアルによる飛散防止措置の周知を行い、併せて実態調査を行った結果、飛散防止措置をとらずに石綿含有成形板等を破砕するような不適切な事例や、作業現場近傍で石綿飛散が確認された事例が明らかになったことから、今般、同建築材料が規制対象に追加されることとなった（表1）。これに

より、新たに規制対象となる作業件数は、現行の規制対象作業件数の5～20倍となると推計している。そのため、都道府県等や事業者の負担が大きくなること、相対的に飛散性が低いこと等を踏まえて実効的な規制とするため、石綿含有成形板等については作業実施の届出の対象とはされていない。石綿含有成形板等については、後述する電子システムを通じた事前調査結果の報告を活用して都道府県等が作業現場の把握・立入検査対象の選定を行い、今後定める石綿含有成形板等に係る作業基準が遵守されているか確認・指導することによって、適切な飛散防止措置を確保していく。

2点目は、事前調査結果の報告の義務付け等による不適切な事前調査の防止である。現行法では、事前調査の結果、事業者が石綿含有建材なしと判断した場合、作業実施の届出はされず、都道府県等においてこのような工事を把握するのは困難となる。そのため、都道府県等がより幅広く工事を把握し、事前調査で事業者側に見落としがあった場合にも対応できるよう、一定規模以上等の建築物等の解体等工事について、石綿含有建材の有無にかかわらず、元請業者が都道府県等に事前調査の結果を報告することを義務付け、義務違反に対する罰則を設けた。今後定める規模要件にもよるが、この報告は膨大な件数となることが想定されるため、タブレットやスマートフォンにより簡易に報告できるよう、電子システムの整備を進めているところであり、負担の軽減及び労働安全衛生法との連携強化の観点から、労働安全衛生法に基づく届出として厚生労働省が検討して

大気汚染防止法の一部を改正する法律(令和2年法律第39号)の概要

改正概要

建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化する。

<石綿含有建材の種類>

吹付け石綿(レベル1)



石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)



その他の石綿含有建材(成形板等)(レベル3)



現 状 ・ 課 題

主な改正事項

<課題1>
規制対象となっていない**石綿含有成形板等(レベル3)**の不適切な除去により**石綿が飛散**

<規制対象>
全ての石綿含有建材に拡大
(現状の規制対象の除去作業(約2万件)の5~20倍増)

【工事の流れ】

事前調査

- ・ 石綿含有建材の使用の有無を調査
- ・ 調査結果を発注者に説明

<課題2>

▼不適切な事前調査による石綿含有建材の**見落とし**(見落とされた現場の都道府県等による把握が困難)

- 一定規模以上等の建築物等について**石綿含有建材の有無にかかわらず調査結果の都道府県等への報告**の義務付け
※ 環境省と厚生労働省が連携し電子システムによるコネクテッド・ワンストップ化。制度開始時より運用。
- **調査方法を法定化**
※ 一定の知見を有する者による書面調査、現地調査等
- **調査に関する記録の作成・保存の義務付け**

レベル1・2あり

届出

- ・ 作業内容を都道府県等に届出

レベル1・2なし

解体等工事

石綿含有建材の除去等作業

(特定粉じん排出等作業)

- ・ 作業基準の遵守義務
→ 作業基準適合命令等
→ 命令違反への罰則

※ レベル3については、相対的に飛散性が低いこと、除去等作業の件数が膨大となり都道府県等の負担を考慮する必要があることから、届出対象とはせず、作業基準等の規制の対象とする。

<課題3>

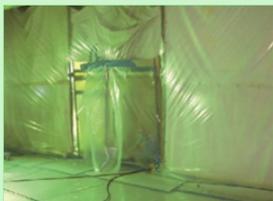
▼短期間の工事の場合、**命令を行う前に工事が終わってしまう**

- **隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業**を行った場合等の**直接罰の創設**
- **下請負人を作業基準遵守義務の対象**に追加

<課題4>

▼不適切な作業による石綿含有建材の**取り残し**

- **作業結果の発注者への報告**の義務付け
- **作業記録の作成・保存**の義務付け
※ 一定の知見を有する者による作業終了の確認
- **都道府県等による立入検査の対象を拡大**
- 災害時に備え、国や都道府県等は建築物等の所有者等による建築物等への**石綿含有建材の使用の有無の把握を後押しすること**等に努める。



隔離措置の様子

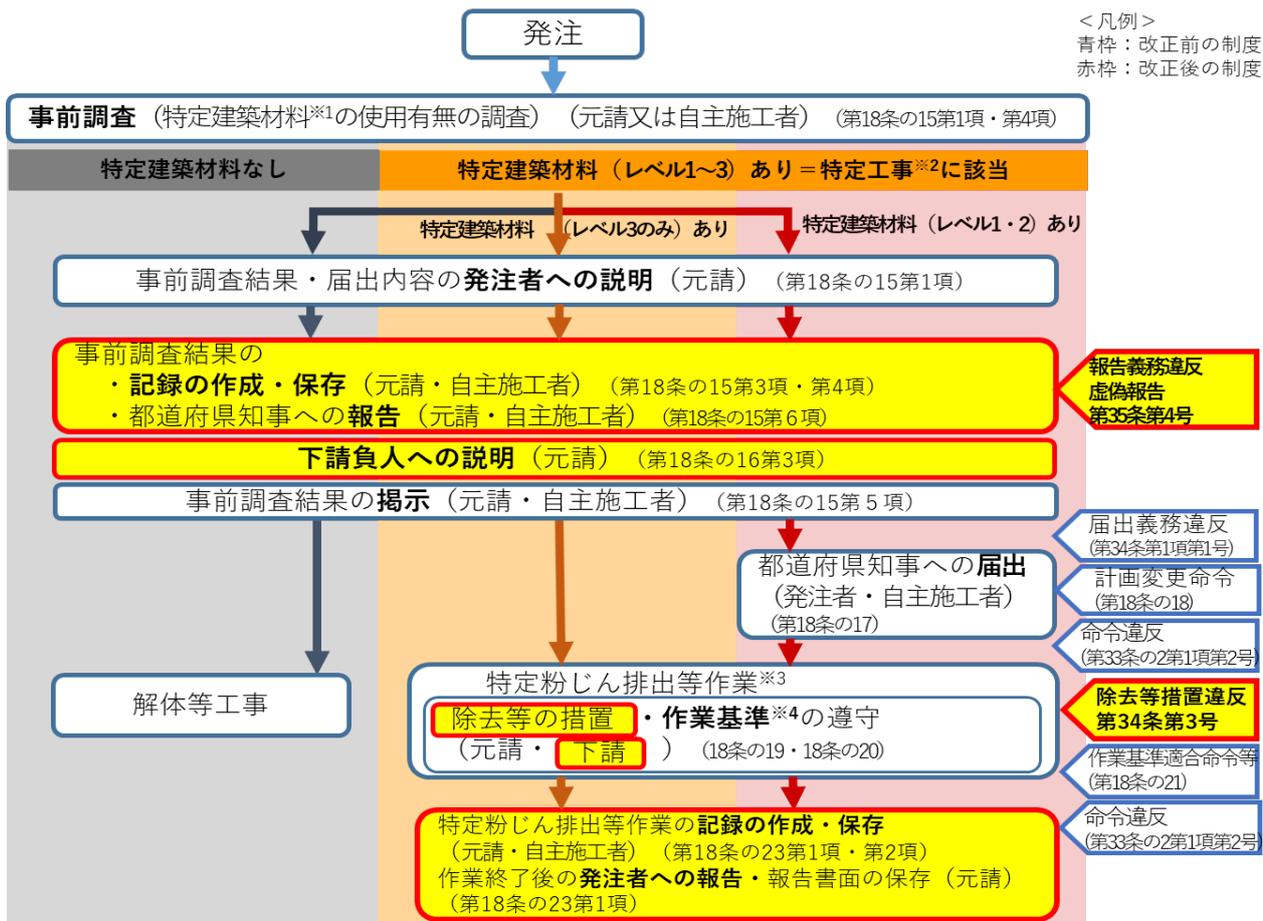


吹付け石綿の除去作業の様子

- ※ 改正法の施行期日 (公布日: 令和2年6月5日)
- ・ 下記以外の規定: 公布日から1年以内で政令で定める日
- ・ 調査結果の報告: 公布日から2年以内で政令で定める日

(KPI) ・ 事前調査結果の都道府県等への報告は、原則として電子システムによるものとする。
・ 事前調査を行う一定の知見を有する者について、3年程度で30万人~40万人程度の育成に向け取り組む。

図1 大気汚染防止法の一部を改正する法律の概要



※1 特定建築材料：<改正前>
吹付け石綿(レベル1)
石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)

<改正後>
吹付け石綿(レベル1)
石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)
石綿含有成形板等(レベル3)
(注) レベル3については、政令改正により特定建築材料に追加予定

※2 特定工事：特定粉じん排出等作業を伴う建設工事
 ※3 特定粉じん排出等作業：特定建築材料が使用されている建築物・工作物の解体・改造・補修作業
 ※4 作業基準：隔離・負圧、集じん・排気装置の設置、湿润化、養生等

図2 大気汚染防止法の規制の流れ

いる同様の電子システムと一体の運用を行うことを想定している。また、事前調査での見落としを防ぐため、調査方法を法定化するとともに、建築物について一定の知見を有する者による調査を義務付ける。一定の知見を有する者としては、建築物石綿含有建材調査者講習登録制度に基づく講習を修了した者を基本とすることを考えており、制度を共管する厚生労働省及び国土交通省と連携してその人材育成に取り組んでいく。

3点目は、直接罰の創設である。現行法では、作業基準の違反者に対して行政命令を行い、その命令に違反した場合、罰則（間接罰）の対象となる。しかし、短時間の解体等工事については、命令を行う前に工事が終わってしまい、命令及び間接罰では作業基準遵守の担保が十分でない場合がある。そのため、吹付け石綿等の除去等の作業の際に、隔離や集じん・排気装置の使用といった飛散防止措置を義務付け、当該義務に違反した者に対する罰則（直接罰）を設

レベルの分類 [※]	レベル1	レベル2	レベル3
建材の種類	吹付け石綿	石綿含有断熱材、 石綿含有保温材、 石綿含有耐火被覆材	その他の石綿含有建材 (成形板等)
発じん性	著しく高い	高い	比較的低い
使用箇所の例	①耐火建築物、準耐火建築物のはり、柱等の耐火被覆用の吹付け材 ②ビルの機械室、ボイラ室等の天井壁等の吸音、結露防止用の吹付け材	①ボイラ本体、配管等の保温材として張り付け ②建築物の柱、はり、壁等に耐火被覆材として張り付け ③屋根用折板裏断熱材、煙突用断熱材	①建築物の天井、壁等に石綿含有成形板、床にビニル床タイル等を張り付け ②屋根材として石綿スレート
大気汚染防止法での位置付け	事前調査、作業届出、作業基準遵守等を義務付け		事前調査、作業基準遵守等を義務付け。 作業届出不要。

出典：建設業労働災害防止協会資料をもとに作成

※ レベル1、2、3の区分は、建設業労働災害防止協会による区分であり、大気汚染防止法上の特定建築材料の定義との直接的な関連性はないが、同区分が一般的に広く認知されていることから、便宜的に用いている。

表1 主な石綿含有建材

けることにより、特に多量の石綿を飛散させるおそれ大きい違反行為の防止を徹底することとしている。また、事前調査結果の報告によって、都道府県等が幅広くかつ速やかに建築物等の解体等工事を把握できるようになるため、行政命令もより積極的に行うことが可能となると考えている。直接罰と間接罰のどちらも活用することによって、飛散防止措置をしっかりと担保していくことが重要である。

4点目は、発注者への作業結果の報告の義務付け等による不適切な除去等の作業の防止である。現行法では、作業後の確認に係る措置は

明確には規定されておらず、施行状況の検討の結果、作業終了後に石綿含有建材の取り残しがあった事例が確認された。そのため、元請業者に対し、石綿含有建材の取り残しがないことなど作業完了を特定粉じんに関する知識を有する者に確認させた上で、当該確認の結果も含め、作業結果を発注者に報告することが義務付けられる。また、都道府県等が作業結果を確認できるよう、元請業者に対し、作業に関する記録の作成・保存も義務付けられている。これにより、発注者や都道府県等が作業結果を把握し、適切な措置を講ずることができるようになる

と考えている。

その他、改正法においては、災害時に備え、平時からの建築物等の所有者等による建築物等への石綿含有建材の使用の有無の把握を後押しする国及び地方公共団体の責務の新設、立入検査対象の拡大等の措置が講じられている。

4. 施行に向けた取組

改正法の施行は、公布の日（令和2年6月5日）から1年を超えない範囲内において政令で定める日、ただし、事前調査結果の報告に関する規定については、電子システムの整備に時間を要することを考慮して、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日とされており、今後、改正法の施行の準備を速やかに進める必要がある。

まず、政省令等の整備を始めとした、改正法に係る技術的事項の検討を行う。現在、専門家を交えて議論しており、本年夏の取りまとめを目指し、引き続き議論を進めている。

また、改正後の制度の遵守を促進するため、各種マニュアルの整備を行う。事業者向けのマニュアルは今年度中に改定し、新設する義務の具体的内容・履行の手順等について、都道府県等や業界団体と連携しつつ、説明会の開催等により周知徹底していく。都道府県等に対しては、立入検査等の手引きの作成や技術講習会の開催により、的確な規制の運用を支援していきたいと考えている。さらに、災害時に備えた建築物等への石綿含有建材の使用の有無の把握を

後押しする国及び地方公共団体の責務の新設を踏まえ、建築物等における石綿含有建材の使用状況に関するデータベース作成等のモデル事業を実施し、その成果を踏まえ、災害時における石綿飛散防止に係るマニュアルも改定予定である。これにより、地方公共団体における石綿含有建材の使用状況に係る情報の蓄積や災害時の適切な応急措置の実施を促進していく。

加えて、事前調査を行う一定の知見を有する者について、円滑に活用できるよう、今後3年程度で30～40万人の育成を目指す。一定の知見を有する者による事前調査の義務付けの適用は、現時点では公布の3年程度後を想定しており、厚生労働省及び国土交通省と連携し、広く講習の機会を設けること、一戸建て住宅等に特化した講習を行うこと等により育成を促進していく。また、事前調査結果の報告に係る電子システムについても、事業者や都道府県等の負担を軽減するために不可欠であり、施行当初から活用できるよう整備を進める。

石綿は、冒頭で触れたとおり数十年を経て重篤な健康被害を生じさせるおそれがあることが知られており、今後、石綿含有建材が使用された可能性のある建築物の解体工事の増加が見込まれる中、全ての建築物等の解体等工事に伴う石綿の飛散防止を徹底することは極めて重要であると言える。以上のような取組を通じて実効性のある仕組みづくりを行い、改正法の円滑な施行に努めてまいりたい。

公害紛争処理法等の一部改正について

公害等調整委員会事務局

第201回国会において、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号。以下「法」という。）の一部改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和2年法律第41号）が6月3日に成立し、6月10日に公布・施行されました。

今回の法改正により、都道府県公害審査会（以下「審査会」という。）を置かない都道府県において知事が委嘱することとされている、公害審査委員候補者（以下「候補者」という。）の委嘱期間を1年より長い期間とすることが可能となりました。

この法改正に関連して、公害紛争処理法施行規則（昭和47年総理府令第47号）の一部を改正する省令（令和2年総務省令第59号）が6月10日に公布・施行されました。

この省令改正により、候補者名簿の記載事項が追加となりました。

1 現行制度の概要

都道府県は、条例で定めるところにより、公害に係る紛争について調停等を行うため、審査会を置くことができる（法第13条）とされており、また、審査会を置かない都道府県の知事は、毎年、候補者を委嘱し、候補者名簿を作成しておかなければならない（法第18条第1項）とされています。

2 法改正の内容

今般の法改正により、審査会を置かない都道府県の知事が、候補者を委嘱し、候補者名簿を作成する期間については、従来の「毎年」に加え、新たに「1年を超え3年以下の期間で条例で定める期間ごと」に行うことも可能になりました。

3 省令改正の内容

法改正を踏まえ、候補者の委嘱期間を明確にするため、候補者名簿には、従来の記載事項（①氏名、②経歴及び弁護士となる資格を有する者にあつては、その旨、③任命又は委嘱の年月日、④任期満了の日）に加え、新たに「委嘱期間の満了の日」を記載することとしました。

4 留意事項

各都道府県には、令和2年6月10日付けで施行通知（「公害紛争処理法等の一部改正について（通

知）」）を発送しましたので、御確認ください。

なお、施行に伴う留意事項は、次のとおりです。

- ① 審査会を置いている都道府県は、従前のおりであること。
- ② 審査会を置かない都道府県のうち、毎年、候補者を委嘱する場合には、条例制定は不要であり、新たに候補者を委嘱するまでは現在の名簿でもよいこと。
- ③ 審査会を置かない都道府県のうち、1年を超え3年以下の期間ごとに、候補者を委嘱する場合には、条例制定が必要であり、条例で期間を定めるときは、新しい名簿（委嘱期間の満了の日等を記載した名簿）を作成しておかなければならないこと。

5 その他

詳しくは公害等調整委員会ホームページに「公害紛争処理法及び同法施行規則の改正」を掲載しておりますので、以下のURLから御覧ください。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/for_local-government.html



【本件問合せ先】

公害等調整委員会事務局 総務課 指導連絡係
Tel：03-3581-9956

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第10次地方分権一括法)(総務省関連分:公害紛争処理法の一部改正)

現行制度の概要及び経緯

- 公害紛争処理法に基づき、公害に係る紛争について、あつせん、調停、仲裁を行うための 地方の機関として、都道府県は、条例の定めるところにより、都道府県公害審査会を置くことができるとされている(公害審査会の委員の任期は3年)。
また、公害審査会を置かない都道府県においては、同法により、知事は、毎年、公害審査委員候補者を委嘱し、公害審査委員候補者名簿を作成しておかなければならないとされている。
- 令和元年の地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から、委嘱手続の事務負担の軽減のため、公害審査委員候補者の委嘱期間を1年より長い期間とすることについて提案があった。



改正内容

- 地方公共団体からの地方分権提案及び公害審査会 委員の任期が3年であることを踏まえ、公害審査会を置かない都道府県においては、
①「毎年」又は②「1年を超え3年以下の期間で条例で定める期間ごとに、」
公害審査委員候補者を委嘱し、公害審査委員候補者名簿を作成できるようにするため、第10次地方分権一括法により公害紛争処理法を改正。
- 上記改正により、
公害審査会を置かない都道府県においては、地域の実情に応じた柔軟な委嘱期間の設定が可能となり、委嘱手続の事務負担の軽減に資する。
- 施行日：令和2年6月10日

<第10次地方分権一括法について>

「提案募集方式(地方の発意に根差した取組を推進するため、平成26年度から導入)」に基づく地方からの提案について、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)を踏まえ、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行った。

図1 公害紛争処理法の一部改正の概要

公害紛争処理法及び同法施行規則の新旧対照表

改正前

○公害紛争処理法 抄

(公害審査委員候補者)

第18条 審査会を置かない都道府県においては都道府県知事は、毎年、公害審査委員候補者9人以上15人以内を委嘱し、公害審査委員候補者名簿(以下「候補者名簿」という。)を作成しておかなければならない。

改正後

(下線は改正部分)

○公害紛争処理法 抄

(公害審査委員候補者)

第18条 審査会を置かない都道府県においては、毎年又は1年を超え3年以下の期間で条例で定める期間ごとに、都道府県知事は、公害審査委員候補者9人以上15人以内を委嘱し、公害審査委員候補者名簿(以下「候補者名簿」という。)を作成しておかなければならない。

改正前

○公害紛争処理法施行規則 抄

(委員等の名簿)

第1条 [略]

2 前項の名簿には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 氏名
- 二 経歴及び弁護士となる資格を有する者にあつては、その旨
- 三 任命又は委嘱の年月日及び任期満了の日

[新設]

改正後

○公害紛争処理法施行規則 抄

(委員等の名簿)

第1条 [略]

2 前項の名簿には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 氏名
- 二 経歴及び弁護士となる資格を有する者にあつては、その旨
- 三 任命又は委嘱の年月日
- 四 任期満了の日又は委嘱期間の満了の日

図2 公害紛争処理法及び同法施行規則の新旧対照表

公害紛争処理における裁定制度の活用

～令和元年度公害等調整委員会「年次報告」(白書)から～

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会は、毎年、公害等調整委員会設置法第 17 条の規定に基づき、国会に対し所掌事務の処理状況を報告しており、令和 2 年 6 月 2 日、令和元年度の報告を行いました。

年次報告では、話題性が高いテーマについて巻頭で特集をしております。今回は、近年、公害等調整委員会の係属事件の約 9 割を占め、公害紛争処理制度の中で重要な役割を占める「裁定」をテーマとしましたので、御紹介します。また、年次報告の概要資料も併せて掲載しますので、御参照ください。

※令和元年度公害等調整委員会「年次報告」(白書)の詳細については、下記 URL から御覧ください。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/nenji/R1nend_menu.html

昨年 5 月、元号が平成から令和に改められ、昭和に設けられた公害紛争処理制度は、昭和・平成・令和と 3 つ目の時代を迎えました。令和元年度に公害等調整委員会（以下、この特集において「公調委」という。）に係属した事件は 52 件で、うち約 9 割が裁定事件となっており、裁定は公害紛争処理制度の中で重要な役割を占めています。

高度経済成長期における著しい重化学工業化により大規模な公害が発生し、社会問題となる中、その簡易迅速な解決を図るため、昭和 45 年に調停、和解の仲介及び仲裁（以下「調停等」という。）の公害紛争処理制度が確立されました。しかし、公害紛争をより適切に処理するために、調停等という両当事者の合意に基礎を置く手続のみならず、証拠資料によって事実関係を確定し、法律を適用して、当事者間の権利関係を独自に判断する裁定制度をも加えるべきとの意見がありました。このような背景から、昭和 47 年、調停等に加え、民事訴訟に類似した裁定手続が導入されるに至りました。公害紛争を処理する機関としては、公調委のほか、都道府県公害審査会等がありますが、裁定は、公調委のみに設けられた機能です。

こうした裁定制度は、平成 10 年代頃から、新規の受付件数が増加し始め、平成 21 年度以降、毎年度おおむね 20 件前後で推移しています。これは、公調委が地方公共団体へ制度を積極的に周知する

ことなどにより、地方公共団体等から当事者に対して、裁定制度の意義や内容について情報提供等がなされ、その結果が同制度の幅広い利用につながっていることによると考えられます。

公調委は、裁定制度を含む公害紛争処理制度の適切な利用について、地方公共団体のみならず、国民、法曹関係者への周知・広報活動を進めており、令和においても引き続き、裁定制度は、公害紛争処理制度の中で重要な役割を果たしていくと考えられます。



【審問期日の様子（イメージ）】

I 裁定制度とは

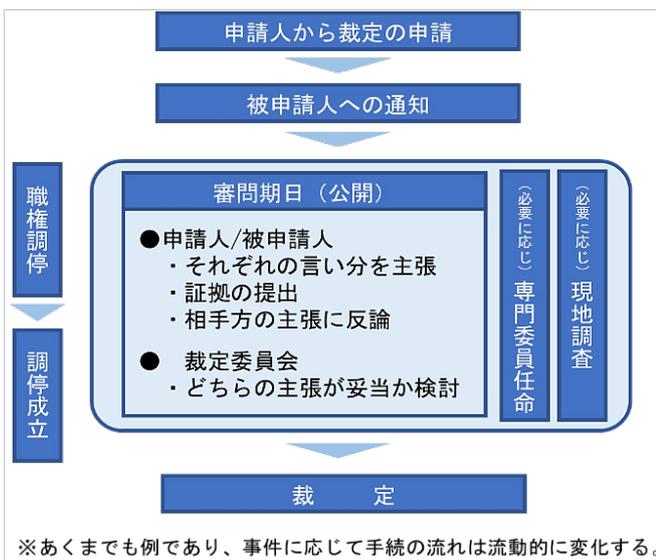
公調委が行う裁定には、

- ① 損害賠償責任の有無及び賠償額について法律判断を行う「責任裁定」
- ② 加害行為と被害との因果関係の存否について法律判断を行う「原因裁定」

の2種類があります。

裁定手続は、公害紛争の当事者からの申請により始まります。

申請受付後、事件を担当する3名又は5名の委員（裁定委員）から構成される裁定委員会が、裁判所のように中立的な立場で手続を行います。裁定委員会が、公開の期日を開いて、当事者に主張・立証させることなどにより事実を認定し、その認定した事実に基づいて裁定を行います。



【裁定事件の流れ】

こうした裁定手続については、次のような特長があります。

- ① 専門的知見の活用及び現地調査等の充実
公害紛争には、因果関係等の解明が困難なものがあります。裁定委員会は、必要に応じて学識経験者等を専門委員に選任し、その知見を活かしたり、また、国費により職権で現地調査等

を機動的に実施したりすることで、因果関係等を解明していきます。これらは、当事者の主張・立証を基礎とする民事訴訟等と比べ、公害紛争処理制度の大きな特長と言えます。

② 迅速な処理

公害紛争の迅速な解決に資するため、裁定手続について標準処理期間を設け、集中証拠調べの実施等により、事件の計画的な処理に努めています。

③ 職権調停—合意による解決

先述のとおり、裁定は、裁定委員会が損害賠償責任の有無及び賠償額又は因果関係の存否について法律判断を行うもので、事案によっては当事者の互譲によって円満に解決する方が望ましい場合もあります。このような場合、裁定委員会の判断により職権で調停に移行し、調停案の調整・提示等を通じて合意形成が図られます。

II 近年の裁定事件

公害紛争処理制度が設けられた当初は、四大公害に代表されるような産業型公害の公害紛争が多く見られましたが、近年は、都市域での経済活動に伴う生活環境の悪化を背景とした都市型・生活環境型公害が増えてきました。こうした傾向は、公調委に係属する裁定事件でも同様に見られ、身近な生活環境において、騒音、振動、水質汚濁、土壌汚染など様々な公害紛争に係属しています。以下近年の事件を紹介します。

◆江東区における建設工事からの土壌汚染による健康被害原因裁定申請事件(平成26年(ゲ)第4号)

平成26年11月、東京都江東区の住民(申請人)15人から、運送会社及び建設会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。申請内容は、被申請人らがトラックターミナル等

建設のために実施した掘削工事により、何らかの化学物質が発生・飛散したため、隣接するマンションに居住する申請人らに目、喉、皮膚等に健康被害が生じたというものでした。

両当事者の主張を確認するには、複数の地点の土壤中に含まれる化学物質の特定や、土壤中のガスの濃度の測定など、高度な専門性を要する調査が必要であるところ、専門調査会社に委託して、調査を行いました。その際、悪臭対策又は土壤汚染対策について知見を有する専門委員をそれぞれ選任し、専門委員から調査項目や手法等について助言を得ることにより、効率的かつ効果的な調査を実施しました。その結果、被申請人が土地を掘削した際に発生・拡散した悪臭により、申請人ら精神的苦痛が引き起こされていることが判明し、平成 29 年 3 月、裁定委員会は本件申請を一部認容するとの判断を示しました。

◆文京区におけるマンション解体工事による振動被害等責任裁定申請事件(平成 22 年(セ)第 5 号)

平成 22 年 7 月、東京都文京区の住民 2 人(申請人)から、建物解体会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。申請人は、被申請人が、申請人ら宅付近でマンション解体工事を実施したため、その際の振動等により申請人ら宅の損傷等の被害が生じたとして、被申請人に対して損害賠償金 261 万 6566 円の支払を求めました。

本件では、工事に伴う振動と本件建物の損傷との因果関係の有無が争点となり、第三者である家屋調査会社が作成した報告書に、本件振動により建物の損傷が発生した旨の記載があったため、その判断内容の信用性が争われました。ここで重要な役割を担ったのが、専門委員の技術的な知見です。裁定委員会は、振動等に関する知見を有する専門委員を選任し、その立会いの下で現地調査を

実施しました。その結果、報告書の内容を否定する根拠はなく本件振動と建物の損傷との間に因果関係があるとの結論が得られました。平成 23 年 12 月、裁定委員会は本件申請を一部認容し、被申請人が損害賠償金 54 万 8498 円の支払責任を有するとの判断を示しました。

江東区の事件や文京区の事件では、公害紛争処理制度の特長である専門委員の意見や現地調査等の結果が活かされ、それを踏まえ、公調委が適切に判断を行うことができた事件と評価することができます。

一方、事件によっては当事者の互譲によって円満に解決する方が望ましい場合もあります。



【測定の様子(イメージ)】

◆^{なめがた}行方市における工場からの排水による水質汚濁被害責任裁定申請事件(平成 26 年(セ)第 13 号/平成 28 年(調)第 1 号)

平成 26 年 11 月、茨城県行方市の住民 1 人(申請人)から、自動車部品製造会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。申請人は、被申請人所有の工場からの排液が地下水に浸透したことで、井戸水が飲用できず、さらに健康被害が生じたこと等を主張し損害賠償金 1000 万円の支払を求めました。

裁定委員会は、両当事者の主張内容を確認するため、両当事者立会いの下工場の排水設備や井戸の状況等を正確に把握するよう、事務局による現地調査を実施しました。こうして手続が進められる中、当事者の意向も確認しつつ、両当事者の互譲により解決した方が妥当であると認められることから、裁定委員会は職権によって調停に移行しました。平成28年1月に開催された期日で、両当事者が調停案を受諾し、調停が成立しました。

◆京都市における体育施設からの騒音による健康被害原因裁定申請事件（平成24年（ゲ）第6号事件/平成25年（調）第3号事件）

平成24年6月、京都府京都市の住民2人（申請人）から、体育施設運営法人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。申請人1人の不眠・不安・抑うつ気分・耳鳴り等のストレス反応（適応障害）は、被申請人が運営している体育施設（プール施設を含む。）の機械・音楽騒音、コーチ・会員が発生させる騒音（大声、物の衝撃音、その他ごうおん轟音）によるものである、との原因裁定を求めるものです。

裁定委員会は、両当事者の主張内容を確認するため、申請人宅や体育施設の状況等を正確に把握するよう、裁定委員による現地調査を実施しました。こうして手続が進められる中、当事者の意向も確認しつつ、当事者間の互譲により解決した方が妥当であると認められることから、裁定委員会が職権により調停に移行しました。平成25年6月に開催された期日において、両当事者が調停案を受諾し、調停が成立しました。

行方市の事件や京都市の事件では、現地調査を実施し、両当事者の主張内容の確認等を行った結果、裁定委員会は、当事者の互譲による解決が望ましいとの判断に達し、職権により調停に移行しました。当委員会が提示した調停案を両当事者と

も受諾したことから、両事件とも解決に至りました。調停という柔軟な解決が図られるとともに、両事件とも、1年程度で事件を終結することができ、簡易迅速を目的とする公害紛争処理制度の特長が最大限に活かされた事件であったと評価できます。

以上、紹介した4つの事件のように、身近な生活環境における公害紛争は、近年、公調委に係属する事件で多く見られるものです。公調委は、専門委員の知見や機動的な現地調査等の活用により、裁定手続の中でその判断を適切に行ってまいりました。また、当事者の互譲を目指す調停に移行することにより円満な解決を図ったこともあります。このような裁定手続は、公害紛争を適切に解決する手段として極めて有効な手法といえ、今後も引き続き、重要な役割を果たしていくことになると考えられます。

特集 公害紛争処理における裁定制度の活用

○ 令和元年度、公害等調整委員会の係属事件の約9割を占め、公害紛争処理制度の中で重要な役割を占める裁定*について紹介

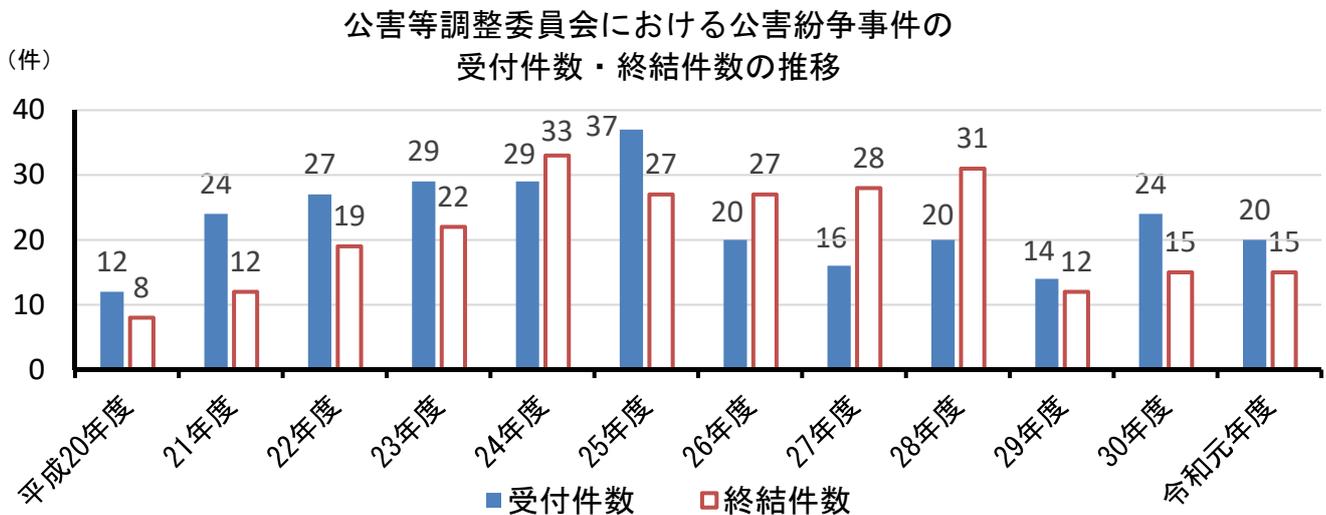
※ 裁定…損害賠償責任の有無及び賠償額又は因果関係の存否について法律判断を行うもの

○ 裁定制度の主な特長（専門的知見の活用及び現地調査等の充実、迅速な処理、職権調停—合意による解決）を説明するとともに、こうした特長が活かされた事例として、近年、多く見られる身近な生活環境における公害紛争事件を紹介

- ・ 江東区における建設工事からの土壌汚染による健康被害原因裁定申請事件
- ・ 文京区におけるマンション解体工事による振動被害等責任裁定申請事件
- ・ 行方（なめがた）市における工場からの排水による水質汚濁被害責任裁定申請事件
- ・ 京都市における体育施設からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

公害紛争の処理状況

令和元年度	【係属】 52件	【受付】 20件	【終結】 15件
うち裁定事件	【係属】 49件	【受付】 19件	【終結】 14件



公害紛争の近年の特徴

- ① 都市型・生活環境型の公害紛争
近隣店舗の室外機からの騒音や飲食店からの悪臭など、比較的小規模な事件が目立つ。
- ② 裁定事件の割合が高い
令和元年度に係属した事件のうち、裁定事件の占める割合は約9割
- ③ 騒音・大気汚染をめぐる事件の割合が高い
令和元年度に係属した事件のうち、騒音をめぐる事件の割合が最も高く約5割、次いで大気汚染をめぐる事件の割合が約3割

主な事件① 東京国際空港航空機騒音調停申請事件

【申請人】：東京国際空港（以下「本件空港」という。）近隣において事業を営む法人5社

【被申請人】：国土交通大臣

【申請理由】：本件空港を離着陸する航空機を増便する旨の被申請人策定の計画案が実現すると、受忍限度をはるかに超える甚大な被害が生じるため

【調停を求める事項】：本件空港A滑走路を、一切の航空機の北側方向からの着陸に供用しないことなど

【事件の処理経過】

- 調停委員会を設け、調停期日を開催するとともに、現地調査（計画案が実現した場合の状況を把握するために、大阪国際空港周辺において航空機騒音を測定）等を行った。
- 第18回調停期日において次の内容等で調停が成立
 - ① 被申請人は、今般の飛行経路の見直しに当たり、次について確認
 - ・ 周辺地域への影響を抑制するために被申請人が行う取組
 - ・ A滑走路における航空機の運航の見通し
 - ・ 申請人ら周辺地域の航空機高度及び騒音レベルの見通し
 - ② 被申請人は、本件見直しによる航空機の運航の開始後に、航空機による騒音の測定を行い、その結果を情報提供

主な事件② 自動車排出ガスによる大気汚染被害調停申請事件

【申請人】：東京都など6都府県の住民93人（以下「申請人患者ら」という。）及び法人でない社団1団体

※ 申請後、申請人患者ら3人から申請を取り下げる旨の申出があり、その後、4都県の住民14人から、同様の内容の調停申請があった。

【被申請人】：国（代表者環境大臣）及び自動車メーカー7社

【申請理由】：

- ① 被申請人メーカーらが、自動車の排出ガスにより大気汚染公害が発生することを認識しながら自動車を大量に製造・販売して、申請人患者らを気管支ぜん息等に罹患させ、人間らしく生きる権利の侵害及び高額な医療費負担による精神的な被害を生じさせたため
- ② 被申請人国が、大気汚染防止法等に基づく規制権限を行使せず、申請人患者らに①の被害を生じさせたため
- ③ 被申請人国には、自動車の排出ガスに係る全ての公害被害者に対して医療費の制度的な救済措置を採るべき責務があり、被申請人メーカーらもその財源を負担すべきであるため

【調停を求める事項】：

- ① 被申請人国及び被申請人メーカーらは連帯して、申請人患者らに対し、それぞれ金100万円を支払うこと
- ② 被申請人国は、気管支ぜん息等の対象疾病及びその続発症の医療費の自己負担分の補償を救済内容とした新たな大気汚染公害医療費救済制度を創設すること
- ③ 被申請人メーカーらは、本件救済制度につき相応の財源負担をすること

【事件の処理経過】

調停委員会を設け、5回の調停期日を開催するなど、手続を進めている。

都道府県・市区町村との連携

- ① 都道府県公害審査会等による公害紛争の処理状況
令和元年度 【係属】 77件 【受付】 45件 【終結】 34件
- ② 都道府県・市区町村への支援
公害紛争処理連絡協議会、公害紛争処理関係ブロック会議、公害苦情相談員等
ブロック会議等において情報・意見交換を実施
- ③ 都道府県・市区町村による公害苦情の対応状況
平成30年度の全国の公害苦情の新規受付件数は約6万7千件

土地利用の調整の処理状況

- ① 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定
令和元年度 【係属】 5件 【受付】 0件 【終結】 2件
- ② 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等
令和元年度 【係属】 3件 【受付】 1件 【終結】 2件

主な事件 あくみ 山形県飽海郡遊佐町吉出字 ひじまがり 臂曲地内の 岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

- 【申請人】 : 採石業者
【処分庁】 : 山形県知事
【原処分】 : 処分庁は、申請人からされた岩石採取計画認可申請に対し、湧水の水量減少や水質悪化により、これを水源とする町営上水道の施設の機能が損なわれるおそれがあること、湧水を水源とする農業用水路の水量減少や濁流流入により、地域の稲作等に影響を及ぼすおそれがあること、遊佐町が条例により、当該岩石採取計画を規制対象事業に認定したことなどを理由に不認可処分を実施
- 【事件の概要】 : 申請人は、原処分は違法なものであるとして申請
【事件の処理経過】
裁定委員会を設け、5回の審理期日を開催するとともに、専門委員1人を選任するなど手続を進めている。

公害等調整委員会の動き (令和2年4月～6月)

公害等調整委員会事務局

公害紛争に関する受付事件の概要

○ 南島原市における工場からの騒音等による生活環境被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(令和2年(七)第5号事件・(ゲ)第2号事件)

令和2年5月21日受付

本件の責任裁定申請事件は、申請人に生じた苛立ちや朝6時以降の睡眠ができないことは、隣接する製麺工場からの騒音・振動によるものであるとして、被申請人に対し、損害賠償金150万円の支払を求めるものです。また、原因裁定申請事件は、申請人の苛立ち等の健康被害は、被申請人が経営する製麺工場からの騒音によるものである、との原因裁定を求めるものです。

都道府県公害審査会の動き (令和2年4月～6月)

公害等調整委員会事務局

1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
宮城県 令和2年(調)第1号事件	温泉施設からの騒音等被害防止請求事件	R2.4.2
東京都 令和2年(調)第2号事件	工事一時中断、粉じん等防止措置請求事件	R2.5.27
神奈川県 令和2年(調)第1号事件	低周波騒音被害防止請求事件	R2.5.1
大阪府 令和2年(調)第2号事件 (参加)	自動車専用道路供用に伴う騒音等被害防止請求事件	R2.4.2
大阪府 令和2年(調)第3号事件	建物解体工事に伴う粉じん等被害防止及び損害賠償請求事件	R2.5.28
熊本県 令和2年(調)第1号事件	駐車場からの騒音等被害防止請求事件	R2.4.20
沖縄県 令和2年(調)第3号事件	近隣作業場からの騒音被害防止請求事件	R2.4.28

2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
青森県 令和元年(調) 第1号事件 [砕石場からの粉じん騒音被害防止請求事件]	青森県 住民2人	砕石会社	令和元年7月26日受付 被申請人が営む砕石場から発生する粉じんが、申請人のりんご畑に飛散し、りんごを出荷するために粉じん等を拭き取る作業に多くの労力・時間を要している。また、砕石場で使用する機械の騒音がひどく、携帯電話での会話も聞き取れない状態であるため、病いやけがなどの急を要する連絡もままならない。よって、被申請人は、(1)被申請人の砕石場から発生する粉じんを農地に飛ばさないこと、(2)被申請人の砕石場から発生する騒音を低減すること、(3)粉じん等の公害を抑えることが難しい場合、①年20万円程度の補償金を支払うこと、②農地の代替地の提供、③農地の買取り、のいずれかを行うこと。	令和2年5月15日 調停成立 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
岐阜県 令和2年(調) 第1号事件 [運送会社からの騒音等被害防止請求事件]	岐阜県 住民7人	運送会社	令和2年2月25日受付 被申請人の事業活動による騒音と砂埃により、生活環境等に大きな被害が出ている。よって、被申請人は、(1)午後11時から翌日の午前6時までの間、被申請人の営業によって生じる騒音を、申請人ら各敷地に50dBを越えて到達させない、(2)午前6時から午前8時まで、午後7時から午後11時までの間、被申請人の営業によって生じる騒音を、申請人ら各敷地に60dBを越えて到達させない、(3)午前8時から午後7時までの間、被申請人の営業によって生じる騒音を、申請人ら各敷地に65dBを越えて到達させない、(4)高圧洗浄機を使用した洗車を行わ	令和2年6月16日 調停打ち切り 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			ないこと、(5)被申請人の敷地内においては、バックブザー音を消音すること、(6)被申請人の敷地内においては、エアブレーキ音を発生させないこと、(7)被申請人の敷地から発生する砂埃・水しぶきを、申請人ら各敷地に入らないようにすること。	
沖縄県 令和2年(調) 第1号事件 [近隣作業場からの騒音被害防止請求事件]	沖縄県 住民1人	建設会社 2社	令和2年2月20日受付 被申請人が使用する鋸打機や木材切断機等からの騒音により、睡眠障害等の健康被害を受け仕事にも影響が生じた。よって、被申請人は、(1)建築物を除去及び使用を禁止すること、(2)特定建設作業を行わないこと、(3)特定建設作業以外の作業をする場合は、防音壁設置などの騒音対策をし、なおかつ第一種低層住居専用地域の騒音規制法の上限値の超えない範囲の音で作業すること、(4)作業時間を午前8時から午後5時までとし、夜間及び土日の作業は行わないこと、(5)上記措置が守れなかった場合は、直ちに作業を禁止し、現在地から移転すること、(6)治療費、逸失利益、不法行為による慰謝料を支払うこと。	令和2年4月28日 調停申請取下げ 申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として令和2年4月1日から令和2年6月30日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。

● 政府インターネットテレビで公害苦情相談窓口を紹介しました

政府の動きや政府の重要政策を動画で紹介する政府インターネットテレビにおいて、身近な騒音や悪臭などでお困りの方の助けとなる公害苦情相談窓口について紹介しました。

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg20943.html>



ちょうせい

第102号 令和2年8月

編集 総務省公害等調整委員会事務局
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館

内容等のお問い合わせ先 総務課広報担当
Tel : 03-3581-9601 (内線 2315)
03-3503-8591 (直通)
Fax : 03-3581-9488
E-mail : kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

近隣騒音や建築工事による騒音・振動に

伴う被害なども

公害紛争処理の対象になります

紛争を解決するには、まずは相談を



公害紛争処理制度に関する相談窓口

[詳しくはこちらへ](#)

公害等調整委員会

検索

総務省公害等調整委員会事務局

公調委 公害相談ダイヤル

TEL 03-3581-9959

月～金曜日 10:00～12:00、13:00～17:00
(祝休日及び12月29日～1月3日は除く。)

FAX.03-3581-9488

e-mail. kouchoi@soumu.go.jp

URL. <https://www.soumu.go.jp/kouchoi/>

